

盛岡市国土強靱化地域計画

令和 4 年 3 月

盛 岡 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 基本的な考え方	3
1 計画の策定・推進	3
2 基本目標	3
3 事前に備えるべき目標	3
4 配慮すべき事項	4
第3章 想定するリスク	5
1 盛岡市の地域特性	5
2 想定される大規模自然災害	8
3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	10
第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策	12
1 脆弱性評価の考え方	12
2 重点施策及び重要業績指標(KPI)の設定	12
3 脆弱性評価を踏まえた対応方策	13
目標1 人命の保護が最大限図られる	13
目標2 救助・救急, 医療活動等が迅速に行われる	35
目標3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する	53
目標4 地域経済システムを機能不全に陥らせない	57
目標5 必要最低限のライフライン等の確保と早期復旧を図る	61
目標6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	65
目標7 地域社会・経済が迅速かつ強靱に復興できる条件を整備する	68
第5章 計画の推進と進捗管理	78
1 計画の推進	78
2 マネジメントサイクルによる進捗管理	79
資料編	81
1 重点施策(再掲)	83
2 個別施策分野と横断的分野ごとの整理	86
3 重要業績指標(KPI)の一覧	92
4 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	95

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26（2014）年6月には国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。

基本法第13条において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を定めることができることとされています。

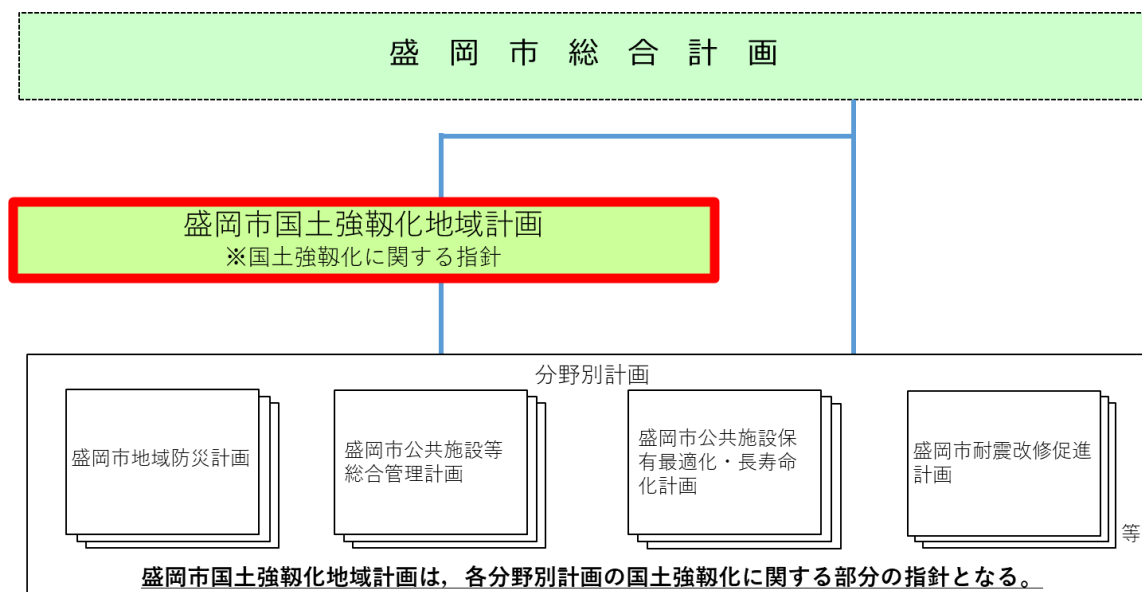
岩手県では、平成28（2016）年2月に「岩手県国土強靱化地域計画」（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）を策定し、平成29（2017）年6月には同年8月に発生した台風第10号による甚大な被害を踏まえて計画の改訂を行い、令和2（2020）年12月に「第2期岩手県国土強靱化地域計画」（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）を策定しています。

このような動向を踏まえ、盛岡市においても基本法に基づき、国土強靱化基本計画及び「第2期岩手県国土強靱化地域計画」との調和を図りながら、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、安全・安心な地域社会の構築に向けて、「盛岡市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づく計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針となるものであり、国土強靱化の観点から、「盛岡市総合計画」と同様に、「盛岡市地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものです。

なお、基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されているほか、県の地域計画が盛岡市を含む県全体を網羅した総合的な地域計画であることから、県の地域計画との調和を保ちながら策定しています。



計画の位置づけイメージ図

※地域防災計画と国土強靱化地域計画の関係

地域防災計画は、災害予防の視点も踏まえながら、主に発災後の復旧・復興の体制等を定めた災害対応の要となる計画です。

また、国土強靱化地域計画は、同計画の上位計画となるもので、発災前の平時から、大規模災害を想定し、必要となる取組を示した、まちづくりの指針となる計画です。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）及び「第2期岩手県国土強靱化地域計画」との調和を図る観点から、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

なお、盛岡市の最上位計画である総合計画に変更が生じた場合など、この計画を変更する必要がある場合には、期間内においても適宜見直しを行います。また、本計画は様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画に変更が生じた場合は、本計画と各分野別計画の整合を図ります。

第2章 基本的な考え方

1 計画の策定・推進

本計画は、盛岡市において強靱化を推進する上での「基本目標」を踏まえて「事前に備えるべき目標」を設定し、これに対する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、市が取り組む必要のある対応方策を定めるものです。

なお、計画の推進に当たっては、効果的・計画的に事業を進めるため、リスクシナリオごとに定めた対応方策を「個別施策分野」及び「横断的分野」に再整理することとします。

2 基本目標

国の基本計画及び岩手県の地域計画を踏まえ、盛岡市における国土強靱化を推進する上での基本目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 社会の重要な機能が致命的な被害を受けず維持される
- 3 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- 4 迅速な復旧・復興を可能にする

3 事前に備えるべき目標

基本目標を踏まえ、盛岡市における国土強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する
- 4 地域経済システムを機能不全に陥らせない
- 5 必要最低限のライフライン等の確保と早期復旧を図る
- 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 7 地域社会・経済が迅速かつ強靱に復興できる条件を整備する

4 配慮すべき事項

盛岡市における国土強靱化を推進する上での配慮すべき事項を次のとおりとします。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

① あらゆる側面からの検討

盛岡市の社会経済システムの存立を脅かす原因として何が存在しているのかを、これまで発生した過去の災害の経験や人口減少問題をはじめとするあらゆる側面から検討し、取り組みます。

② 社会経済システムの機能向上

災害に強いまちづくりを進めることにより、社会経済システムの信頼性と活力を高め、更なる機能の向上を図ります。

③ 潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化

災害に強いまちづくりへの取組を推進するに当たり、盛岡市が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

(2) 適切な施策の組合せ

① ハード対策とソフト対策との適切な組合せ

ハード対策とソフト対策とを適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

② 関係者相互の連携協力

盛岡市内における国の機関、県、広域市町村、民間事業者、住民等、関係者相互の連携協力により取組を進めます。

③ 非常時のみならず平時にも有効活用

非常時のみならず、平時にも有効活用できる対策となるよう工夫します。

(3) 持続的・効率的な施策の推進

① 社会情勢の変化を踏まえた持続的な取組

今後想定される少子高齢化や人口減少など社会情勢の変化や持続可能な開発目標（SDGs）、効率的な財政運営などに配慮しながら持続的、重点的に施策を実施します。

② 国・県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用

国・県の施策の積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。

(4) 盛岡市の特性に応じた施策の推進

① 盛岡市総合計画との整合

盛岡市の最上位計画である「盛岡市総合計画」との整合を図り、今後のまちづくりの方向性を踏まえた施策を推進します。

② 地域特性や課題への対応

盛岡市の地域特性や、人口減少、少子高齢化や公共施設の老朽化等の課題に対応した施策を推進します。

第3章 想定するリスク

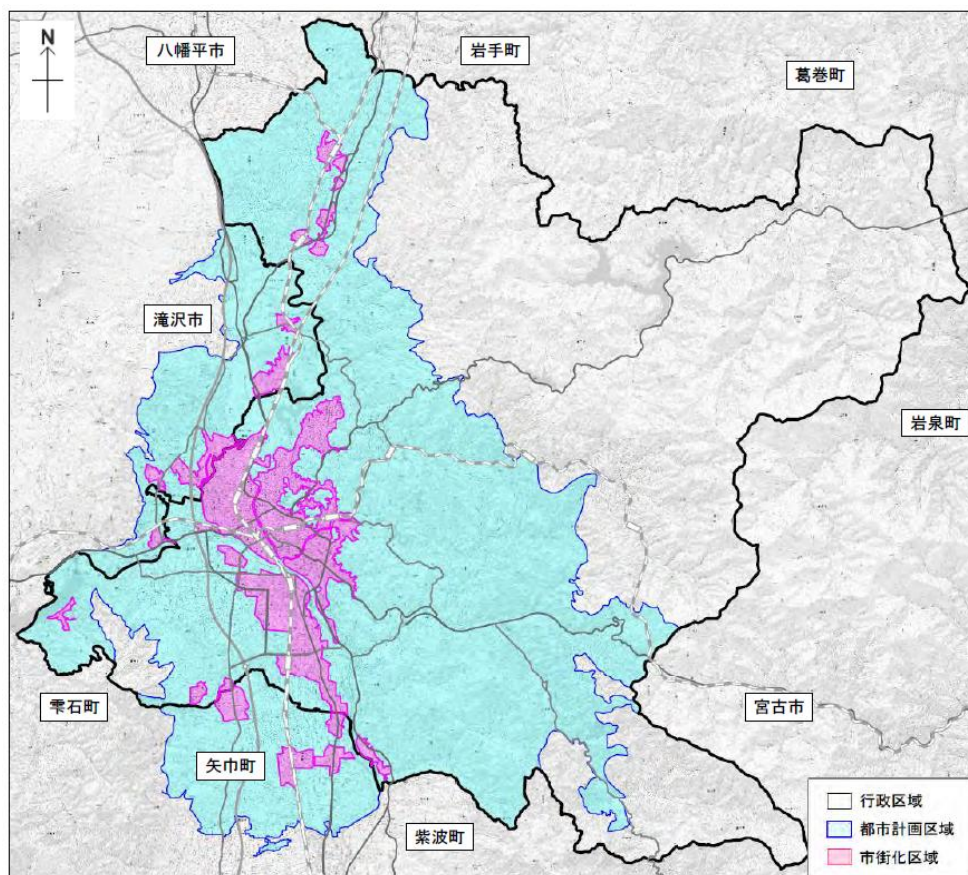
1 盛岡市の地域特性

(1) 地理・地形

盛岡市は、北上盆地の北部、北東北三県のほぼ中央部に位置し、北は八幡平市、岩手町及び葛巻町に、東は岩泉町及び宮古市に、南は花巻市、紫波町及び矢巾町に、西は滝沢市及び雫石町に接しています。

東西45.6km、南北40.7km、面積は886.47km²で、市域の73.2%は林野であり、東部に北上高地、西部に奥羽山脈が南北に縦走しています。この間を南に流れる北上川は、東西の山地に水源を有する丹藤川、松川、雫石川、中津川等の支流を合わせて一大水系となり盛岡市の中央部を貫流し、平地の大半は、北上川沿いに帯状に開けており、市街地と農業地帯を形成しています。

盛岡市域図

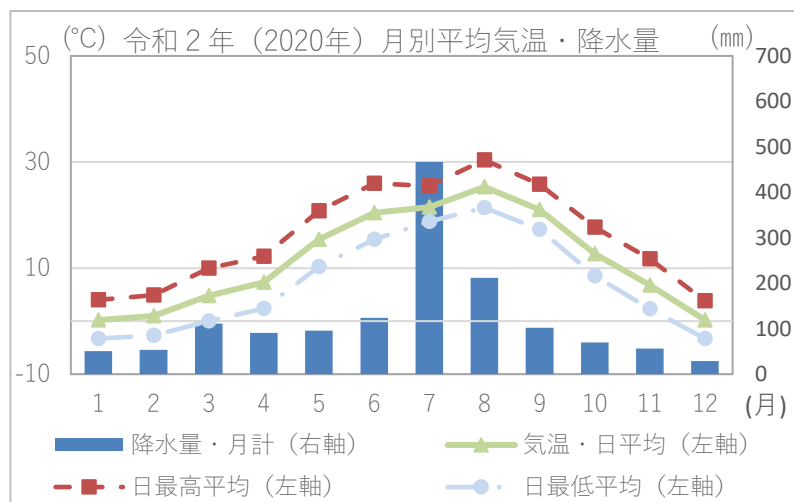


出所：盛岡市立地適正化計画

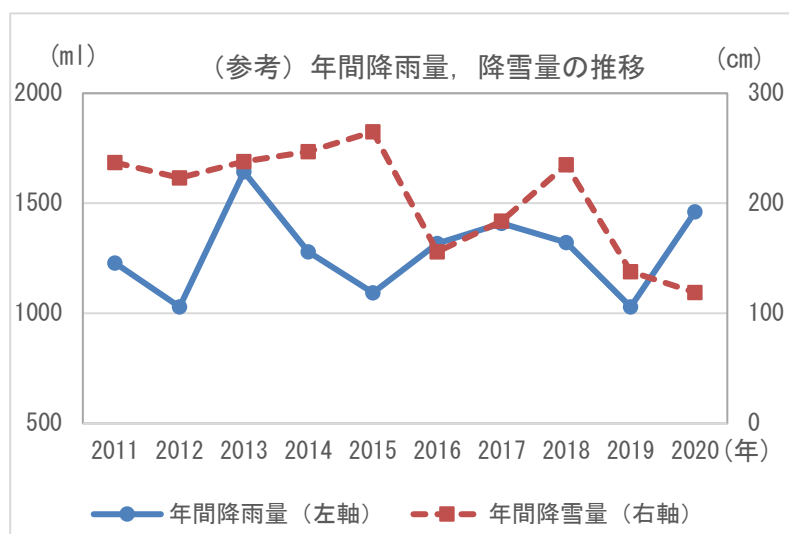
[第3章 想定するリスク]

(2) 気候

盛岡市の気象は、令和2（2020）年の年平均気温が11.4度で、年間の最高気温が34.9度、最低気温が-10.2度、降水量が1,462.0mmで、寒暖の差が大きい典型的な内陸型気候です。特に冬は、降雪量は多くないものの、本州の県庁所在地で一番と言われるほどの寒さを記録することがあります。



出所：気象庁公表データより盛岡市作成

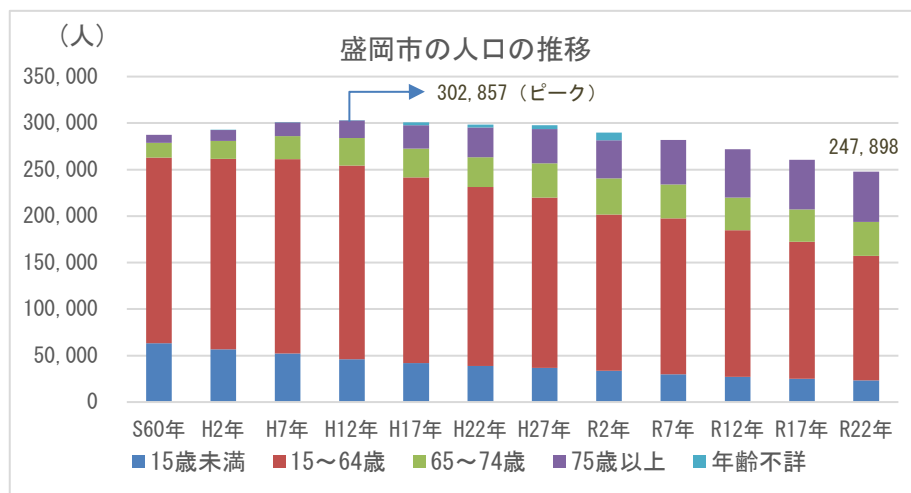


出所：気象庁公表データより盛岡市作成

(3) 人口

盛岡市の人口は、令和2（2020）年10月1日現在、289,731人（令和2年国勢調査に基づく人口）で、平成12（2000）年の302,857人（旧盛岡市、旧玉山村合算）をピークに減少傾向が続いています。平成27年の総合計画策定時に推計した令和22（2040）年の推計人口は247,898人で、令和2（2020）年比85.6%となり、約14.4%減少すると見込まれています。

人口の年齢構成は、令和2（2020）年時点で15歳未満の年少人口が11.9%（全国平均12.1%）、15歳から64歳の生産年齢人口が59.6%（同59.2%）、65歳以上の老年人口が28.4%（同28.7%）で、全国平均と比べ高齢化率はやや低くなっていますが、令和22（2040）年の推計では65歳以上の老年人口が36.6%（同35.3%）となり、全国平均を超えると見込まれています。



※ R7年以降は推計値

※ H2以前は旧都南村、H17以前は旧玉山村分を含む

出所：国勢調査より盛岡市作成

2 想定される大規模自然災害

市内で発生しうる大規模自然災害は、地震、火山噴火、風雪害、水害・土砂災害等とし、過去に大きな被害をもたらした規模を想定しました。

自然災害		過去の主な災害〔発生日〕（規模）
(1)	地震	東北地方太平洋沖地震〔平成23（2011）年3月11日〕（震度5強） 負傷者：8名 家屋被害（半壊：8棟，一部損壊：545棟） 停電：市内全域 断水：46,867世帯 電話不通：8,400回線
(2)	火山噴火	岩手山における ・山体崩壊〔約6,000年前〕（大規模な山体崩壊） ・水蒸気爆発（水蒸気噴火）〔約3,200年前〕（噴出量1,000万m ³ ） ・山頂噴火〔貞享3（1686）年〕（噴出量8,500万m ³ ） （火山灰，火山泥流等）
(3)	風雪害	季節風〔平成24（2012）年4月3日〕（強い冬型の気圧配置に伴う） 家屋被害（一部破損：19棟） 施設被害：66件 積雪に伴う停電〔令和3（2021）年11月24日〕 停電：薮川地区等
(4)	水害・土砂災害	大気不安定に伴う大雨〔平成25（2013）年8月9日〕 家屋被害（全壊：5棟，大規模半壊：2棟，半壊：13棟， 床上浸水：9棟 床下浸水：171棟） 土砂崩れ：57箇所 道路・橋梁等被害：171箇所 農地法面崩壊等：912箇所

過去に発生した災害の様子



平成 14 年台風第 6 号による築川の被害状況



平成 23 年東日本大震災における避難所の様子



平成 25 年 8 月 9 日大雨災害による繋地区の被害状況



平成 25 年台風第 18 号による松内地区（左）・下田地区（右）の被害状況

出所：盛岡市ホームページ

3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国の基本計画及び岩手県国土強靱化地域計画に掲げられている「事前に備えるべき目標」に対する「起きてはならない最悪の事態」を参考に、盛岡市では、想定される大規模自然災害や地域特性等を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」に対する28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
		1-2	異常気象等による突発的かつ広域的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地区での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		3-2	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		3-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4	地域経済システムを機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
		4-2	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
5	必要最低限のライフライン等の確保と早期復旧を図る	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		5-2	上下水道等の長時間にわたる供給停止
		5-3	廃棄物処理施設の長時間にわたる機能停止
		5-4	市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	ため池等施設の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生
		6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	地域社会・経済が迅速かつ強靱に復興できる条件を整備する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2	復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-4	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		7-5	貴重な文化財や景観資産の喪失，地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		7-6	事業用地の確保，仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策

1 脆弱性評価の考え方

基本法では、国土強靱化に関する施策を策定及び実施する際は、施策の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する「脆弱性」（「強靱性」の対義語）の評価を行うこととされており、国や岩手県においても脆弱性評価を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本計画の策定に当たっては、国や県が実施した評価手法を参考に、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、盛岡市が実施している関連事業の進捗状況や課題等を基に脆弱性評価を行い、その結果を踏まえ、リスクシナリオの回避に向けて、今後、主に市が取り組む必要がある施策を「対応方策」として決めました。

2 重点施策及び重要業績指標(KPI)の設定

対応方策として掲げた施策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用の視点を踏まえ、計画期間に優先して取り組むべき施策を重点施策として選定しました。

また、対応方策の進捗を定量的に分析するため、重要業績指標（KPI）を設定し、令和2（2020）年度を基準として、計画期間の終期である令和7（2025）年度の目標値を定めました。

重点施策の選定の視点

区分	選定ポイント
① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか
③ 進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか、これまで以上に向上させる必要があるか
④ 平時の活用	災害時のみならず、平時において、どの程度活用できるか

※ 重点施策については、【重点】と表示しています。

3 脆弱性評価を踏まえた対応方策

目標1 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

(1) 住宅・民間施設・公共施設の耐震化

ア 住宅・ブロック塀等の耐震化

脆弱性評価

- ・ 木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等により、住宅の耐震化の促進に取り組んでいるが、住宅の耐震化率は、国の目標値95%に対し盛岡市は91%と4ポイント低い状況にあります。
- ・ 木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助の活用率が低いことから、住宅の耐震化に対する啓発や支援制度の周知が必要です。
- ・ ブロック塀等の倒壊による避難路等の閉塞や人的被害のおそれのある箇所について、耐震化や除却等の安全対策を促進する必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 住宅の耐震化を一層促進するため、所有者に対する耐震化の啓発や支援制度の周知を行うほか、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施します。また、倒壊のおそれのあるブロック塀等の耐震化や除却等の促進を図るため、撤去費用の補助及び個別の安全指導を実施します。

《重要業績指標（KPI）》

住宅の耐震化率（推計値） R2現状値：91.0% → R7目標値：95.0%

イ 大規模建築物の耐震化

脆弱性評価

- ・ 44箇所ある不特定多数の者が利用する大規模建築物について、耐震診断の結果、震度6強～7程度の地震で倒壊または崩壊する危険性がある建物が4箇所あります。

対応方策【重点】

- ・ 大規模建築物の耐震化を促進するため、所有者に対する耐震化の啓発や支援制度の周知を行うほか、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、民間所有の大規模建築物への耐震改修の補助等を引き続き実施します。

《重要業績指標（KPI）》

大規模建築物の耐震化率 R2現状値：90.9% → R7目標値：95.3%

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標 1 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

ウ 大規模盛土造成地の事前対策

脆弱性評価

- ・ 盛岡市では全70箇所の大規模盛土造成地が存在し、うち盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域内にあるものは14箇所です。また、盛土による災害防止に向けた総点検では、直ちに大規模な土砂災害につながる恐れのある盛土は確認されなかったが、第二次スクリーニング（地盤調査等）を要する早期に安全性を確認すべき大規模盛土造成地が2箇所あります。
- ・ 甚大な自然災害により大規模盛土造成地において滑動崩落が発生した場合、個々の宅地のみならず隣接する公共施設を含めたコミュニティ全体に被害が及ぶため、自助・共助・公助の考え方で地域と市が共同して滑動崩落対策に取り組む必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、災害による滑動崩落のリスクがある箇所を抽出します。調査にあたっては、まず盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域内の大規模盛土造成地について確認を進めます。
- ・ 危険性が高いと判断された箇所については、住民の理解を深め、合意形成をもとに対策工事等による宅地の耐震化を推進します。

《重要業績指標（KPI）》

早期に安全性を確認すべき大規模盛土造成地における地盤調査完了率

R2 現状値：0.0% → R7 目標値：100.0%

エ 公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化

脆弱性評価

- ・ 市立小中学校の耐震改修は、「盛岡市立小中学校耐震化計画」（小中学校：Is値0.7未満の校舎・屋内運動場）及び「盛岡市耐震促進計画」（階数2以上及び1,000㎡以上）に基づき取り組み、平成28（2016）年をもって100%完了しました。
- ・ 災害時の避難場所となる市立小中学校の屋内運動場において、天井の脱落対策等の耐震化を「盛岡市立小中学校非構造部材耐震化計画」（屋内運動場等のうち天井高6mまたは水平投影面積200㎡を超える吊天井を有するもの）に基づき取り組み、令和2（2020）年度をもって100%完了しました。
- ・ 市立高校は、耐震診断を受けて一般基準以下の耐震化工事を行ったが、一般基準は満たすものの、小中学校の基準未満である校舎棟西側については未着工です。
- ・ 社会教育施設の耐震改修は、20施設中19施設が耐震改修済みであり、市立図書館の耐震改修工事完了をもって100%完了予定です。
- ・ 令和4年度に建設する（仮称）盛岡学校給食センターには、学校給食だけでなく災害時の炊き出し対応が求められることから、災害時においてもその機能を確保する必要がある。

対応方策【重点】

- ・ 市立小中学校の耐震化は図られたが学校施設の定期点検を行い、学校の安全を確保する取組を推進します。
- ・ 市立高校は未着工箇所の耐震化とともに、校舎改造と併せた工事についても検討し、改善に努めます。
- ・ 社会教育施設の定期点検を行い、利用する市民の安全を確保する取組を推進します。
- ・ 市立図書館の耐震改修工事を着実に推進します。
- ・ （仮称）盛岡学校給食センターについて、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づき、人命の安全確保だけでなく、二次災害の防止及び機能確保ができる水準で整備する。

《重要業績指標（KPI）》

社会教育施設の耐震化率 R2 現状値：95.0% → R7 目標値：100.0%

オ 病院の耐震化

脆弱性評価

- ・ 市立病院は災害拠点病院ではないが、耐震化済みです。
- ・ 大規模停電時においても診療機能を維持できるよう、病院の自家用発電装置や燃料タンク等の非常用設備の整備を進めています。

対応方策

- ・ 非常用電源や燃料タンク等、災害時の機能維持に必要な設備を維持します。

カ 社会福祉施設等の耐震化

脆弱性評価

- ・ 災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を進める必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の交付金等を活用した社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進します。

《重要業績指標（KPI）》

社会福祉施設等の耐震化率 R2 現状値：96.0% → R7 目標値：100.0%

(2) 公共施設の老朽化対策

脆弱性評価

- ・ 個別施設計画である盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画の見直しを行いながら、対象とする265施設の計画的で効率的な老朽化対策と維持管理を推進する必要があります。

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標 1 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

- ・ 学校の校舎は、建設年度が古い施設が多く、他の施設と比較して劣化・老朽化が進行しています。一方で、児童・生徒が利用する時間、日数も多いことから、早期に危険な箇所の改修を実施し安全な学習環境を確保する必要があります。
- ・ 学校校舎のほか、屋内運動場やプール、更には地区活動センター等についても順次大規模改修が必要な状況となっているが、特に災害時の避難所に指定されている屋内運動場、地区活動センター等については、災害対策の観点からも、着実な大規模改修を進め、避難者の安全確保に努める必要があります。
- ・ 公営住宅は、個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な老朽化対策と維持管理を推進する必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 公共施設等適正管理推進事業債等を活用して財源を確保し、老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進します。
- ・ 必要に応じて盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画を見直ししながら、課題（脆弱性）の解決に向けた取組を推進します。
- ・ 既存の公営住宅について、「盛岡市市営住宅長寿命化計画」に基づき、長期的な視点に立った予防保全型の維持管理を推進します。

《重要業績指標（KPI）》

盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画対象施設の老朽化対策実施率

R2 現状値：25.7% → R7 目標値：60.4%

市営住宅の長寿命化のための改善及び建替の棟数（累計）

R2 現状値：106棟 → R7 目標値：174棟

(3) 市街地・道路施設の防災・災害対策

ア 市街地の幹線道路や緊急輸送道路等の無電柱化

脆弱性評価

- ・ 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における無電柱化を進める必要があります。
- ・ 現在、市街地の幹線道路や緊急輸送道路等における無電柱化を進めているが多額の費用を要することから、優先順位を定め整備する必要があります。

対応方策

- ・ 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、優先順位を定め電線管理者の理解と協力を得ながら市街地の幹線道路や緊急輸送道路等の無電柱化を進めます。

イ 幹線街路整備

脆弱性評価

- ・ 都市計画道路の整備率は66.1%と低い状況にあります。
- ・ 避難路の確保及び火災の延焼拡大防止、浸水による避難路及び道路網確保のため、都市計画道路の整備を進める必要があります。

対応方策

- ・ 避難路の確保及び火災の延焼拡大防止、浸水による避難路及び道路網確保のため、都市計画道路の整備を進めます。

ウ 道路施設の防災対策

脆弱性評価

- ・ 大規模災害時に、救助や救援活動、緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うことができるよう、緊急輸送道路上の落橋等のおそれがある橋梁の耐震補強等を引き続き計画的に実施する必要があります。
- ・ その他の市道については、大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等の機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進める必要があります。
- ・ 大規模災害時に、古くから町を形成している地区において、救助や消火活動などを迅速かつ的確に行うことができるよう、狭あいな道路の改良等を促進する必要があります。
- ・ バス路線などの幹線道路を中心に道路パトロールを実施するほか、路面下空洞に起因する道路陥没被害を未然に防止するため、路面下空洞化調査を実施し、調査結果に基づく対策を実施する必要があります。
- ・ 落石や崩壊のおそれのある斜面等について道路防災点検を実施する必要があります。
- ・ 舗装や法面、道路付属物等の道路施設について適切な維持管理を行っていく必要があります。
- ・ 古い住宅が密集する地区において、狭あいな道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める必要があります。

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標 1 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

対応方策【重点】

- ・ 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、危険箇所の再点検を実施するとともに、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進します。
- ・ 市道橋梁等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を適切に行います。また、大規模災害時における安全な迂回路確保のため、舗装新設改良事業及び舗装二次改築事業を適切に行います。
- ・ 大規模災害発生時における生活道路の機能確保のため、土地区画整理事業や国の防災・安全交付金等を活用し、狭あい道路の改良等を適切に行います。
- ・ 舗装や法面、道路付属物等の道路施設について、適切な維持管理を行います。
- ・ バス路線などの幹線道路を中心に道路パトロールを実施するほか、路面下空洞に起因する道路陥没被害を未然に防止するため、路面下空洞化調査を実施し、調査結果に基づく対策を順次実施します。
- ・ 土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業により、道路住環境の整備を一体的に進めることで、狭あいな道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進めます。

《重要業績指標（KPI）》

市道改良率 R2現状値：75.0% → R7目標値：75.7%

幹線道路改良率 R2現状値：67.3% → R7目標値：71.2%

橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を完了した橋梁数

R2現状値：27橋 → R7目標値：88橋

土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業による整備面積

R2現状値：1,010.86ha → R7目標値：1,037.14ha

エ 都市公園および緑地等の整備の推進

脆弱性評価

- ・ 発災時に避難場所や活動拠点として活用される公園等の整備を計画的に実施していく必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 発災時に避難場所や活動拠点として活用される公園の整備を推進します。

《重要業績指標（KPI）》

広域避難地の機能を有する公園の整備 R2現状値：0箇所 → R7目標値：1箇所

オ 公園の適正な維持管理

脆弱性評価

- ・ 自然災害発生時に防災拠点や避難地として公園を安全・確実に利用できるよう、各種公園施設について、定期的な点検等を実施し、不具合が発見された場合は早急に解消しておく必要があります。
- ・ 都市公園施設は、計画的・効率的な維持管理を推進するため個別施設計画に基づいた維持管理を推進する必要があります。

対応方策

- ・ 災害発生時に防災拠点や避難地として公園を安全・確実に活用できるよう、各施設について適切な維持管理を図ります。
- ・ 幹の腐朽や根腐れ等により倒木の危険がある公園樹木等は伐採・更新を進め、安全対策を推進します。
- ・ 剪定により枝葉を落とし暴風雪および豪雪の影響を軽減するなど、公園樹木等の適切な維持管理を推進します。
- ・ 計画的で効率的な維持管理等を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用し、計画に基づく老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進します。

カ 土砂災害が発生するおそれのある斜面等の周知

脆弱性評価

- ・ 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域等について避難に資する情報を提供する必要があります。
- ・ 市内に土砂災害警戒区域が576箇所あり、急傾斜地崩壊危険箇所が209箇所あります。

対応方策

- ・ 土砂災害が発生するおそれのある斜面等について避難に資する情報を提供するとともに県と連携しながら急傾斜地崩壊対策事業を推進します。

キ 農林道の計画的な点検診断の実施

脆弱性評価

- ・ 農道橋は、点検診断の実施により適切な維持管理を行う必要があります。
- ・ 農道は、大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進める必要があります。
- ・ 林道は、大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、老朽箇所等の保全対策を円滑に進める必要があります。

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標 1 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

対応方策

- ・ 農道橋は、個別施設計画に基づき適切に維持管理を行います。
- ・ 農道橋梁の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を適切に行います。
- ・ 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、落石や崩壊のおそれのある斜面等について道路防災点検を実施するとともに、国の農山漁村地域整備交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進します。
- ・ 林道橋梁の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を適切に行います。

(4) 空き家対策

脆弱性評価

- ・ 盛岡市の空き家率は、全国と同様に増加傾向にあり、保安上・衛生上、地域の生活環境に影響を与えています。
- ・ 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の状況や実態を的確に把握する必要があります。
- ・ 倒壊や倒木のおそれがある空き家やその敷地内樹木については、大規模災害発生時に、住民の人命や財産に危険を及ぼす可能性があること、避難経路の閉塞のおそれがあることから、適正管理に向けた取組を進める必要があります。
- ・ 空き家の利活用に関する制度の周知を図り、空き家の利活用を促進することで特定空き家の発生防止を図る必要があります。

対応方策

- ・ 空き家等の管理や権利関係を放置することのリスクについて周知し、空き家等の発生の抑制を図るほか、適正な管理がされていない空き家等の所有者に対し、適正管理に向けた助言や指導を行うとともに、必要に応じて応急措置等行います。
- ・ 地域資源である空き家活用による地域交流、地域活性化、福祉サービスの拡充等の観点から、空き家等バンク制度の周知とともに情報発信を促進します。
- ・ 空き家の利活用を促進させるため、空き家の購入者に対し購入費の助成により支援します。

(5) 防火対策

脆弱性評価

- ・ 市街地における火災の危険を防除するため、中心市街地の商業地域等に都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域を定め、建築物の耐火と、街路等と一体で火災の延焼拡大を防止し、経済的・効果的な不燃都市の整備を図っています。

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

- ・ 不特定多数が集まる施設に設置されている消防用設備等の適切な維持管理を図るため、消防機関による立入検査や指導を定期的の実施しています。
- ・ 火災の発生を防ぐため、市民の防火意識の向上を図るとともに、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止を図る必要があります。

対応方策

- ・ 中心市街地の商業地域等の土地利用の動向を踏まえながら、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の変更を行います。
- ・ 火災の発生を防ぐため、盛岡市総合防災訓練等を通じて、市民の防火意識の向上を図るとともに、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止を図ります。

(6) 避難場所等の指定・整備

ア 避難場所及び避難所の指定・整備

脆弱性評価

- ・ 令和3（2021）年7月末時点で、指定緊急避難場所は241施設、指定避難所は186施設を指定しているが、市内の広範囲に被害が及ぶ災害発生時には、避難者の収容者数に不足が生じる可能性があります。
- ・ 二次的避難所として活用できるよう、ホテル・旅館等と協定を締結しています。
- ・ 指定避難所として学校施設が指定されているが、トイレが老朽化している状況です。
- ・ 備蓄物資の配備は、想定避難者数に対する目標値に達していません。
- ・ 避難場所標識の整備状況は、全体の約20%に留まっています。
- ・ 避難所の開設・運営の基本的な考え方をまとめた避難所運営マニュアル（「共通編」、 「短期運営編」及び「長期運営編」）を作成しました。

対応方策

- ・ 避難先は、避難所等に限らず、親戚や知人宅などを含めた分散避難行動について周知します。
- ・ 指定避難所として指定されている学校施設のトイレ改修を進めます。
- ・ 備蓄物資の配備や避難場所標識の設置を引き続き進めます。
- ・ 避難所運営マニュアルを必要に応じて見直すほか、各避難所に対応した個別マニュアルの作成を進めます。

イ 福祉避難所の指定・福祉関係機関の連携体制の構築

脆弱性評価

- ・ 令和2（2020）年12月1日時点で高齢者施設や障がい者施設のうち47施設を福祉避難所として指定しているが、盛岡市内の要配慮者数に対して不足している状況です。
- ・ 福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進める必要があります。

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標 1 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

- 福祉機能を支えるため、関係機関と連携し、水や燃料、支援に必要な資器材が優先的に配分されるような協力体制の構築や業務継続計画（BCP）の策定等により事業継続性を確保する必要があります。

対応方策

- 高齢者施設や障がい者施設に対して協力を依頼し、新たな福祉避難所の指定に繋がります。
- 福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進めます。
- 福祉機能を支えるため、関係機関と連携し、水や燃料、支援に必要な資器材が優先的に配分されるような協力体制の構築やBCPの策定等により事業継続性を確保します。

(7) 避難行動の支援

ア 避難行動要支援者名簿の作成・活用

脆弱性評価

- 避難行動要支援者名簿掲載者のうち、本人から同意を得た上で同意者名簿を作成し、予め避難支援等関係者へ情報提供しているが、新たな同意者がいるものの、同意者は横ばい傾向にあります。

対応方策【重点】

- 避難行動要支援者情報提供同意者名簿を提供し、町内会・自治会等、地域の方が支援が必要な方の情報を把握し、地域での避難支援や見守りに理解・協力を得ます。また、防災訓練等を通じて災害時の連携体制を確認し、スムーズな支援につなげます。
- 支援を必要とする方の情報が予め避難支援等関係者へ提供され、避難支援が適切に行われるよう、民生委員に協力いただきながら、引き続き要支援者に対して登録勧奨を実施します。

《重要業績指標（KPI）》

避難行動要支援者のうち情報提供同意者の割合

R2現状値：34.3% → R7目標値：54.0%

イ 消防団活動の充実強化

脆弱性評価

- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、市内では年々消防団員数が減少しています。
- 地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るため、市民に対する啓発活動や情報提供等の支援を行っていく必要があります。

対応方策

- ・ 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図ります。

ウ 自主防災組織の結成及び活性化支援

脆弱性評価

- ・ 災害による被害の軽減を図るためには、国、県、市等の防災体制の整備にとどまらず、地域住民による避難誘導、救護等の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことから、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の重要性が高まっています。
- ・ 組織化及び活動の活性化を図るため、町内会・自治会を対象とした市主催の研修会等に「自主防災推進員」を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行っています。
- ・ 「盛岡市地域防災リーダー養成講座」の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 組織化及び活動の活性化を図るため、町内会・自治会を対象とした市主催の研修会等に「自主防災推進員」を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行います。
- ・ 「盛岡市地域防災リーダー養成講座」の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図ります。

《重要業績指標（KPI）》

自主防災組織の結成率 R2現状値：90.8% → R7目標値：100.0%

1-2 異常気象等による突発的かつ広域的な市街地等の浸水による死傷者の発生

(1) 「流域治水」の取組

脆弱性評価

- ・ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組に加えて、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要があります。

対応方策

- ・ 気候変動に伴い頻発・激甚化する水害等への対策として、流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水である「流域治水」に取り組み、事前防災対策を推進します。

(2) 河川改修等の治水対策

ア 河川整備

脆弱性評価

- ・ 河川溢水等により被害を受けた箇所など、緊急性が高い地域について、着実に整備を進めています。
- ・ 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き河川改修等の整備を進めていく必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進します。

《重要業績指標（KPI）》

準用河川の整備率 R2 現状値：75.4% → R7 目標値：76.2%

イ 立木伐採と堆積土砂の撤去

脆弱性評価

- ・ 洪水災害に対する安全度の更なる向上を図るため、立木伐採と堆積土砂の撤去を進めていく必要があります。

対応方策

- ・ 洪水災害に対する安全度を維持するため、河川内の立木伐採及び堆積土砂の除去を継続して実施します。

ウ 洪水ハザードマップの作成

脆弱性評価

- ・ 平成30（2018）年8月に「防災マップ」として作成し、全戸配布済みです。
- ・ 「防災マップ」における洪水浸水想定区域は、主要河川しか記載されていないことから、中小河川の洪水浸水想定区域の指定及び公表を進めていく必要があります。

対応方策

- ・ 河川管理者において、洪水浸水想定区域の新規指定又は見直しが行われた場合は、速やかに防災マップの見直しを行い、周知を図ります。

エ 水害に関する情報提供等の強化

脆弱性評価

- ・ 洪水等の水害の頻発化・激甚化により、逃げ遅れや社会経済被害が発生しており、多様な連携体制の構築を図り、水害に関する情報提供を充実させる必要があります。

対応方策

- ・ 水害による被害の軽減を図るため、国、県及び市町村で構成する「北上川上流大規模氾濫減災対策協議会」を通じ、水害に関する情報提供等に係る具体的な取組を推進します。

(3) 河川施設の老朽化対策

脆弱性評価

- ・ 計画的な維持管理を推進する必要があります。

対応方策

- ・ 個別施設計画に基づき、予防保全的な河川施設マネジメントの取組を推進します。

(4) 内水危険箇所の対策

ア 雨水排水施設の整備

脆弱性評価

- ・ 近年の局地的大雨などの増加も踏まえながら、内水浸水被害の防止に向け、一層の雨水排水施設の整備を進める必要があります。

対応方策

- ・ 近年浸水被害が発生している地区を中心に、雨水排水施設の整備を進めます。

イ 内水ハザードマップの作成

脆弱性評価

- ・ 内水ハザードマップの市民への周知の徹底が必要です。

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標 1 人命の保護が最大限図られる

1-2 異常気象等による突発的かつ広域的な市街地等の浸水による死傷者の発生

- ・ 未策定地域の内水ハザードマップを作成する必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 未策定地域の内水ハザードマップを作成するとともに、ホームページ等を活用した市民への周知の徹底に向けた取り組みを推進します。

《重要業績指標（KPI）》

内水ハザードマップの作成率 R2 現状値：11.7% → R7 目標値：37.4%

(5) 避難場所等の指定・整備

- ア 避難場所及び避難所の指定・整備 1-1(6)再掲 [P21](#)
- イ 福祉避難所の指定・福祉関係機関の連携体制の構築 1-1(6)再掲 [P21](#)

(6) 避難行動の支援

- ア 避難行動要支援者名簿の作成・活用 **【重点】** 1-1(7)再掲 [P22](#)
- イ 消防団活動の充実強化 1-1(7)再掲 [P22](#)
- ウ 自主防災組織の結成及び活性化支援 **【重点】** 1-1(7)再掲 [P23](#)
- エ 避難情報等発令基準の策定

脆弱性評価

- ・ 避難情報等発令基準を策定しています。

対応方策

- ・ 避難情報等発令基準に基づき、適時適切に避難情報を発信します。

(7) 市街地・道路施設の防災・災害対策

- ア 幹線街路整備 1-1(3)再掲 [P17](#)
- イ 都市公園および緑地等の整備の推進 **【重点】** 1-1(3)再掲 [P18](#)
- ウ 公園の適正な維持管理 1-1(3)再掲 [P19](#)

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

(1) 土砂災害防止法における防災対策

ア 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

脆弱性評価

- ・ 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりを対象とした土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定について、県と連携して区域指定を推進する必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定について、引き続き県と連携して区域指定を推進します。

《重要業績指標（KPI）》

土砂災害警戒区域等の指定進捗率 R2 現状値：93.1% → R7 目標値：100.0%

イ 土砂災害ハザードマップの作成

脆弱性評価

- ・ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定が行われた場合、市町村は土砂災害ハザードマップを作成する必要があります。
- ・ 新たな土砂災害警戒区域等の指定があった場合、土砂災害ハザードマップを順次更新する必要があります。

対応方策

- ・ 県の土砂災害警戒区域等の指定の状況を確認し、土砂災害ハザードマップを順次更新します。

(2) 農山村地域における防災対策

脆弱性評価

- ・ 農業用水路やため池の漏水・決壊を防止するため、計画的に農業用施設の点検・調査と保全対策を行う必要があります。
- ・ ため池決壊の浸水予測図に基づいたハザードマップの作成と地域住民への公表を行い、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講じる必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 農業用水路やため池等の農業用施設については、定期的な点検や日常的な維持管理によって得られた情報を管理し、計画的に修繕を進めます。

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標 1 人命の保護が最大限図られる

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ・ ため池については、農業利用の実態等を踏まえた統廃合を推進するほか、定期的に点検を実施し必要性に応じて補強対策を実施します。
- ・ 緊急時の迅速な避難行動につなげるため、ため池が決壊した場合の浸水想定区域等に係るハザードマップを作成します。

《重要業績指標（KPI）》

ため池が決壊した場合の浸水想定区域等に係るハザードマップ作成箇所数

R2 現状値：0箇所 → R7 目標値：24箇所

(3) 避難場所等の指定・整備

- ア 避難場所及び避難所の指定・整備 1-1(6)再掲 [P21](#)
- イ 福祉避難所の指定・福祉関係機関の連携体制の構築 1-1(6)再掲 [P21](#)

(4) 避難行動の支援

- ア 避難行動要支援者名簿の作成・活用 **【重点】** 1-1(7)再掲 [P22](#)
- イ 消防団活動の充実強化 1-1(7)再掲 [P22](#)
- ウ 自主防災組織の結成及び活性化支援 **【重点】** 1-1(7)再掲 [P23](#)
- エ 避難情報等発令基準の策定 1-2(6)再掲 [P26](#)

(5) 市街地・道路施設の防災・災害対策

- ア 幹線街路整備 1-1(3)再掲 [P17](#)
- イ 都市公園および緑地等の整備の推進 **【重点】** 1-1(3)再掲 [P18](#)
- ウ 公園の適正な維持管理 1-1(3)再掲 [P19](#)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(1) 道路施設の老朽化対策

ア 市道の維持管理

脆弱性評価

- ・ 道路施設の個別施設計画は策定済みであるが、今後、新たに整備された施設を計画に追加する必要があるほか、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要があります。
- ・ 異常が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、早期に修繕等が必要な施設が存在しており、個別施設計画に基づいて計画的な修繕等を推進する必要があります。
- ・ その他、舗装や法面、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行っていく必要があります。
- ・ 老木化や腐食等により生育不良な街路樹は、大規模自然災害等発生時には倒木等による閉塞の原因となることから、平時から計画的に適正な維持管理を行う必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 計画的で効率的な維持管理を推進するため、新たに整備された道路施設を個別施設計画に追加するほか、定期点検結果等を踏まえて、計画を更新します。
- ・ 異常が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、個別施設計画に基づき、早期に修繕等の措置が必要な施設の老朽化対策を推進します。
- ・ 舗装や法面、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行います。
- ・ 幹の腐朽や根腐れ等により、倒木の危険があるものは伐採・更新を進め、街路樹の安全対策を推進します。
- ・ 生育不良な樹木は剪定により枝葉を落とし暴風雪および豪雪の影響を軽減する等、街路樹等の適切な維持管理を推進します。

《重要業績指標（KPI）》

市道改良率（再掲） R2現状値：75.0% → R7目標値：75.7%

幹線道路改良率（再掲） R2現状値：67.3% → R7目標値：71.2%

橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を完了した橋梁数（再掲）

R2現状値：27橋 → R7目標値：88橋

イ 農林道の計画的な点検診断の実施 1-1(3)再掲 [P19](#)

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標 1 人命の保護が最大限図られる

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(2) 立ち往生車両の未然防止

脆弱性評価

- ・ 積雪時の立ち往生車両の未然防止のため、適切な道路の除排雪、及び凍結防止剤の散布を行っていく必要があります。
- ・ 道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく必要があります。

対応方策

- ・ 積雪時の立ち往生車両の未然防止のため、適切な道路の除排雪、及び凍結防止剤の散布を行います。
- ・ 道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信します。

(3) 道路の除排雪

脆弱性評価

- ・ 大雪時には通常の除雪体制に加え、公共交通を確保するため、路線バスの運行に支障となる箇所、バス停付近、鉄道駅周辺の除排雪作業等を実施する必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 大雪時には通常の除雪体制に加え、公共交通を確保するため、路線バスの運行に支障となる箇所、バス停付近、鉄道駅周辺の除排雪作業等を実施します。

1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、 多数の死傷者の発生

(1) 避難行動の支援

- ア 避難情報等発令基準の策定 1-2(6)再掲 [P26](#)
- イ 避難行動要支援者名簿の作成・活用 **【重点】** 1-1(7)再掲 [P22](#)
- ウ 消防団活動の充実強化 1-1(7)再掲 [P22](#)
- エ 自主防災組織の結成及び活性化支援 **【重点】** 1-1(7)再掲 [P23](#)

(2) 住民等への情報伝達の強化

ア 災害情報の円滑な伝達

脆弱性評価

- ・ 緊急速報メール、防災行政無線（玉山地域のみ）、緊急告知防災ラジオ（玉山地域除く）、Lアラート、広報車による呼びかけのほか、北上川ダム統合管理事務所の協力によるダム放流警報スピーカーの活用など、多様な手法を組み合わせ、避難情報等の伝達を行っています。

対応方策

- ・ 多様な手法を組み合わせ、避難情報等の迅速かつ確実な伝達に努めます。

(3) 災害情報システムの整備

脆弱性評価

- ・ 令和3（2021）年に災害情報システムを更新・整備しました。
- ・ 県災害情報システムと併用しています。

対応方策

- ・ 災害情報システムを適切に運用します。

(4) 情報通信利用環境の整備

ア 携帯電話等エリア整備

脆弱性評価

- ・ 一部の通信事業者において、令和5（2023）年度末までの全てのエリア外人口の解消が計画されています。
- ・ 災害時に有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消していくため、引き続き通信事業者への働きかけを行う必要があります。

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標1 人命の保護が最大限図られる

1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生

対応方策

- ・ 災害時に有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消するため、通信事業者へ不感地域の情報を提供し、整備の働きかけを行います。

イ 通信事業者との連携

脆弱性評価

- ・ 発災後の情報通信基盤の障害状況を把握するため、通信事業者と連絡体制を維持する必要があります。
- ・ 玉山地域に配備されている防災無線について、発災時の故障、破損等の状況把握が必要です。

対応方策

- ・ 発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、通信事業者との連絡体制を維持します。
- ・ 防災無線の破損、倒壊の影響で、周辺家屋等に被害が及ぶような箇所について、事前に把握しておきます。また、故障時には速やかに修繕等の対応が行えるよう、業者との連絡体制を把握しておきます。

(5) 防災訓練の推進

脆弱性評価

- ・ 市総合防災訓練をはじめ、シェイクアウト、土砂災害訓練、町内会や自主防災組織での訓練など、様々な訓練を実施しています。

対応方策

- ・ 防災訓練を継続して実施するとともに、内容の充実を図ります。

(6) 防災教育の推進・学校防災体制の確立

ア 防災教育の推進

脆弱性評価

- ・ 防災教育を推進するため、町内会や自主防災組織などを対象に、出前講座などを開催しています。

対応方策

- ・ 防災教育を推進するため、町内会や自主防災組織などを対象に、出前講座などを継続して開催します。

イ 学校防災体制の確立

脆弱性評価

- ・ 学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかけているところです。

対応方策

- ・ 各学校に対して、引き続き、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかけます。

ウ 学校における継続的な防災訓練や防災教育等の推進

脆弱性評価

- ・ 学校や地域の自治組織等と連携した継続的な防災訓練や防災教育を進めていく必要があります。

対応方策

- ・ 学校や地域の自治組織等と連携した防災訓練や防災教育を、引き続き推進します。

エ 「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進

脆弱性評価

- ・ 改訂した復興教育副読本は、様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう働きかけている。

対応方策

- ・ 災害発生時に児童生徒が的確な判断・行動をできる力を育成するため、引き続き、各学校における復興教育副読本を積極的に活用した学習を促進する。

(7) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 市道の維持管理

脆弱性評価

- ・ 道路通行規制時における円滑な通行の確保のため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく必要があります。
- ・ 道路利用者の安全安心を確保し、災害や事故発生時にも迅速に道路利用者が避難・退避できるようにするため、歩道等の交通安全施設を整備する必要があります。
- ・ 災害発生時における支援・協力体制を確保するため、関係団体との連携を強化する必要があります。

対応方策

- ・ 道路通行規制時における円滑な通行の確保のため、道路通行規制等の情報を提供・発信します。

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標1 人命の保護が最大限図られる

1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による 避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生

- ・ 道路利用者の安全安心を確保するため、また、災害や事故発生時に迅速に道路利用者が避難・退避できるようにするため、歩道等の交通安全施設の整備を行います。
- ・ 災害発生時における支援・協力体制を確保するため、関係団体との連携を強化していきます。

イ 都市計画道路における歩道整備

脆弱性評価

- ・ 市街地の小学校、中学校のほとんどが避難所に指定されているが、通学路に指定されている都市計画道路の歩道整備率は低く、避難行動に支障があります。

対応方策

- ・ 通学路に指定されている都市計画道路の歩道整備を進めます。

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地区での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(1) 支援物資の供給等に係る連携体制の構築

ア 非常物資の備蓄体制の強化

脆弱性評価

- ・ アルファ化米や毛布などのほか、段ボールベッドやパーテーションを整備し、備蓄物資の充実を図っています。
- ・ 盛岡広域8市町において、備蓄物資を相互融通する覚書を締結しました。

対応方策

- ・ 備蓄物資の品目及び数量の拡充を継続して進めます。
- ・ 備蓄物資の相互融通について、引き続き、盛岡広域8市町の連携を進めます。

イ 支援物資の供給等に係る応援協定等の締結

脆弱性評価

- ・ 食料や衛生用品、医療資機材、医薬品などを確保するため、他都市や民間事業者などとの間で、応援協定を締結しています。
- ・ 避難時において十分な食料が確保できない可能性があります。

対応方策

- ・ 災害発生時に物資を速やかに調達するため、協定締結者との連絡体制を常に最新のものとなるよう更新を行います。
- ・ （仮称）盛岡学校給食センターについて、災害時に炊き出しが可能となるように施設整備を行います。
- ・ 災害時において、炊き出しの対応が可能となるよう（仮称）盛岡学校給食センターを整備・運営する株式会社盛岡スクールランチパートナーズと災害協定を締結します。

ウ 避難所等への燃料等供給の確保

脆弱性評価

- ・ 災害時において、応急対策用燃料等を確保するため、岩手県石油商業協同組合盛岡支部との間で、平成20（2008）年3月25日に協定を締結しています。
- ・ 災害時において、プロパンガス等の供給を確保するため、（一社）岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部との間で、平成18（2006）年10月12日に協定を締結しています。

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地区での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

対応方策

- ・ 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練などの実施により、連携強化を図ります。
- ・ 岩手県石油商業協同組合盛岡支部や（一社）岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部との間で締結した協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練などの実施により、連携強化を図ります。

エ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援

脆弱性評価

- ・ 災害等による電力不足に備えて、在宅で医師の指示を受け、人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引機を使用している者に対し災害が発生し、発生するおそれがある場合に、医療機器の充電用電源としてLPガス発電機等を確保できる体制が必要です。

対応方策

- ・ 災害等による電力不足に備えて、在宅で医師の指示を受け、人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引機を使用している者に対し災害が発生し、発生するおそれがある場合に医療機器の充電用電源としてLPガス発電機等を利用できるよう、当該発電機を所有する企業との利用等に関する協定を維持、継続できるようにします。
- ・ 今後も随時、協定の見直し等を実施するなど、協力機関との連携強化を図ります。

オ 災害用医薬品等の確保

脆弱性評価

- ・ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合の医薬品等の確保について、医薬品、医療資機材及び防疫用資機材を確保するために県医薬品卸業協会、東北医療機器協会岩手県支部と協定を締結して災害用医薬品等の供給体制等を整備しています。
- ・ 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直し等を実施するなど、協力機関との連携強化を図る必要があります。

対応方策

- ・ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合の医薬品等の確保について、医薬品、医療資機材及び防疫用資機材を確保するために県医薬品卸業協会、東北医療機器協会岩手県支部との協定を維持、継続できるようにします。
- ・ 今後も随時、協定の見直し等を実施するなど、協力機関との連携強化を図ります。

(2) 水道施設の防災機能の強化

ア 水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策

脆弱性評価

- ・ 災害時においても給水機能を確保する必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 計画的な経年管の更新や重要給水施設までの配水管の耐震化などにより水道施設の耐震化を促進します。

《重要業績指標（KPI）》

基幹管路の耐震適合率 R2 現状値：70.2% → R7 目標値：84.1%

配水場耐震化率 R2 現状値：69.6% → R7 目標値：77.3%

(3) 災害時の応急給水及び応急復旧等

ア 応急給水

脆弱性評価

- ・ 断水が起こった際に、被災者へ飲料水や生活用水を迅速に供給する必要があります。
- ・ 応急給水活動が円滑に行われるよう、関係機関との連携体制の強化を図る必要があります。

対応方策

- ・ 応急給水資機材の整備を行い、備蓄の促進を図ります。
- ・ 防災訓練等により関係機関と情報連絡体制の確認を行います。

イ 水道施設の応急復旧

脆弱性評価

- ・ 災害時に、応急復旧活動を円滑に実施する必要があります。
- ・ 関係機関と災害時の応援協定を締結しています。

対応方策

- ・ 災害時における連絡体制の確認を行うなど、関係機関との連携の強化を図ります。

ウ 水道災害訓練

脆弱性評価

- ・ 災害時において市民生活への影響を最小限とするため、適切な訓練を継続する必要があります。

対応方策

- ・ 防災訓練等により県、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧や応急給水の協定締結先と情報連絡体制の確認を行い、連携の強化を図ります。

(4) 渇水対策に係る情報共有等

脆弱性評価

- ・ 異常少雨、暖冬等に伴う渇水が発生すると、水道施設における断水、農作物被害など、市民生活に広範囲な影響が生じます。

対応方策

- ・ 降雨量やダム・河川の状況を関係機関と共有し、渇水の兆候がある場合は各機関が連携して対応できる体制を整えます。

(5) 道路施設の整備・老朽化対策等

ア 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

脆弱性評価

- ・ 物資を供給する交通ルート確保のため、幹線道路によるネットワーク構築が必要なことから、都市計画道路等の整備が必要です。
- ・ 緊急輸送道路上の落橋等のおそれがある橋梁（15m以上かつ複数径間）について、災害に強い道路ネットワークの構築に向けて、引き続き未対策橋梁の耐震補強を推進する必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 国の社会資本整備総合交付金等を活用し、都市計画道路等の整備を計画的に推進し、幹線道路のネットワーク化を図ります。
- ・ 大規模災害発生時等における緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路上の落橋等のおそれがある橋梁の耐震補強を推進します。
- ・ 幹線道路のネットワーク構築のため、国、県へ道路の整備推進を要望します。

《重要業績指標（KPI）》

幹線道路改良率（再掲） R2現状値：67.3% → R7目標値：71.2%

橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を完了した橋梁数（再掲）

R2現状値：27橋 → R7目標値：88橋

イ 道路施設の老朽化対策【重点】 1-4(1)再掲 [P29](#)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(1) 市総合防災訓練の実施による関係機関との連携

脆弱性評価

- 市総合防災訓練は、消防・警察・自衛隊などの関係機関との連携のもと実施しています。

対応方策【重点】

- 関係機関と連携しながら、市総合防災訓練を継続して実施します。

《重要業績指標（KPI）》

市総合防災訓練の実施回数（累計）

R2 現状値：－ → R7 目標値：4回

(2) 孤立集落の発生を想定した防災訓練の実施・通信手段の確保

脆弱性評価

- 災害時に孤立化するおそれがある地域は、市内に38地域あります。
- 孤立が想定される地域を含め、市総合防災訓練や土砂災害訓練などを実施しており、今後も継続して実施する必要があります。
- 孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に連絡するなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網の整備に努めていく必要があります。

対応方策【重点】

- 孤立が想定される地域を含め、市総合防災訓練や土砂災害訓練などを継続して実施します。

《重要業績指標（KPI）》

孤立可能性集落からの救助を想定した訓練の実施回数（累計）

R2 現状値：－ → R7 目標値：4回

(3) 支援物資の供給等に係る連携体制の構築

- ア 非常物資の備蓄体制の強化 2-1(1)再掲 [P35](#)
- イ 避難所等への燃料等供給の確保 2-1(1)再掲 [P35](#)
- ウ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援 2-1(1)再掲 [P36](#)
- エ 災害用医薬品等の確保 2-1(1)再掲 [P36](#)

(4) 道路施設の整備・老朽化対策等

- ア 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【重点】 2-1(5)再掲 [P38](#)
- イ 道路施設の老朽化対策 1-4(1)再掲【重点】 [P29](#)

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

(1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

ア 市庁舎の強化

脆弱性評価

- ・ 大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす市役所各庁舎（階数3階以上、床面積1,000㎡以上）については、今後解体予定である肴町分庁舎（旧館）を除いて新耐震基準を満たしているもの若しくは耐震改修済みの建物です。
- ・ 大規模停電時においても庁舎機能を維持できるよう、自家用発電設備の整備も併せて行われているところであるが、設備の設置場所（洪水時は浸水のおそれ）や、付属設備の計画的な更新は今後も課題です。

対応方策【重点】

- ・ 電力供給停止の長期化に備え、72時間以上の稼働時間を確保できるよう必要な燃料の確保を行うほか、自家発電機（蓄電池等）の計画的な更新を行います。
- ・ 発電設備機器が地下に格納されていることから、洪水時に備えて必要な浸水対策を行います。

《重要業績指標（KPI）》

自家発電機室の防水フェンス設置 R2現状値：0箇所→R7目標値：1箇所

イ 消防本部・消防署等庁舎の強化

脆弱性評価

- ・ 消防本部及び消防署等庁舎の耐震化率は100%となっています。
- ・ 大規模災害発生時においても、災害応急対策の拠点としての機能を発揮して業務を継続するため、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐えうるよう整備する必要があります。
- ・ 耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター等を整備する必要があります。

対応方策

- ・ 消防本部・消防署等の庁舎については、地震等の災害発生時においても防災拠点としての役割を果たすことができるよう、公共施設等総合管理計画に位置付けて庁舎の強化を推進します。
- ・ 国の消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター更新等の整備を推進します。

(2) エネルギー・資機材の確保

ア 緊急車両等への石油燃料供給の確保

脆弱性評価

- ・ 災害時において、応急対策用燃料等を確保するため、岩手県石油商業協同組合盛岡支部との間で、平成20（2008）年3月25日に協定を締結しています。
- ・ 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練などの実施により、連携強化を図る必要があります。

対応方策

- ・ 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練などの実施により、連携強化を図ります。

イ 災害対策用装備資機材等の更新整備

脆弱性評価

- ・ 災害時の非常連絡手段として、衛星携帯電話を配備しています。
- ・ 災害時において有効に機能発揮できるよう、機能維持のための更新整備を行っていく必要があります。

対応方策

- ・ 災害時において有効に機能発揮できるよう、機能維持のための更新整備を行います。

(3) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 市道の維持管理 1-5(7)再掲 [P33](#)

(4) 防災訓練の推進

ア 市総合防災訓練の実施による関係機関との連携【重点】 2-2(1)再掲 [P39](#)

(5) 災害対処能力の向上

脆弱性評価

- ・ 大規模災害発生時における救出救助活動においては、警察・消防・自衛隊等と連携した対応が不可欠であるため、市総合防災訓練や各機関が主催する訓練に相互に参加しています。
- ・ 今後も、災害対処能力の向上を図るため、訓練を通じて警察・消防・自衛隊等との関係強化を図っていく必要があります。

対応方策

- ・ 災害対処能力の向上を図るため、訓練を通じて、警察・消防・自衛隊等との関係強化を図ります。

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

(6) 救急、救助活動等の体制強化

脆弱性評価

- ・ 救急救命士の生涯教育のための研修会に参加するなど、救急救命士の資質向上を図っています。
- ・ 消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の整備を促進する必要があります。
- ・ 消防救急無線のデジタル化整備については、平成28（2016）年度に整備済みであるが、機器・システムの更新が令和8（2026）年度に迫っています。

対応方策

- ・ 救急救命士の資質向上を図るための研修会に参加します。
- ・ 国の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用等により、消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の整備を促進します。
- ・ 消防救急デジタル無線の更新について、盛岡地区広域消防組合消防本部との連携を図り、岩手県消防指令センター共同運用化の検討も含めた更新整備に努めます。

(7) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 **【重点】** 2-1(5)再掲 [P38](#)

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

(1) 病院、社会福祉施設等の耐震化

ア 病院の耐震化 1-1(1)再掲 [P15](#)

イ 社会福祉施設等の耐震化【重点】 1-1(1)再掲 [P15](#)

(2) 災害時における医療提供体制の構築

ア 災害時における医療機能の維持

脆弱性評価

- ・ 地震災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合又は医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、盛岡市医師会と災害が発生した場合の医療救護活動について協定を締結しています。

対応方策

- ・ 地震災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合又は医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、盛岡市医師会と締結している協定について、維持、継続できるようにします。
- ・ 今後も随時、協定の見直し等を実施するなど、協力機関との連携強化を図ります。

イ 被災地内で対応が困難な重症患者の対応

脆弱性評価

- ・ 被災地内で対応が困難な重症患者を治療するための拠点・施設等の強化に向けて、必要な設備等について、平時活用策も含めて必要性の検討を要します。

対応方策

- ・ 被災地内で対応が困難な重症患者を治療するための拠点・施設等の強化に要する設備等について、平時活用策も含め整備の必要性を検討します。

ウ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援 2-1(1)再掲 [P36](#)

エ 要配慮者（妊産婦・乳幼児）への医療的支援

脆弱性評価

- ・ 出産を控えた妊婦等については、受け入れ可能な医療機関の調整が必要となるため、医師会など関係機関との連携が必要です。

対応方策

- ・ 妊産婦、乳幼児の健診状況や出産予定施設の把握を行い、必要時、県と連携し、医療機関等の調整を図り、適切な医療の提供を支援します。

オ 災害用医薬品等の確保 2-1(1)再掲 [P36](#)

(3) 医療情報のバックアップ体制の構築

脆弱性評価

- ・ 災害時に医療機関に保管されていた紙のカルテやサーバ等の機器が流出した経験を踏まえ、災害時においても適切な医療が提供できるよう、遠隔地へバックアップする体制構築をさらに推進していくとともに、電子カルテ導入を推進する必要があります。

対応方策

- ・ 医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテ導入が各病院で図られるよう取り組みます。

(4) 要配慮者等への支援

ア 福祉避難所の指定・福祉関係機関の連携体制の構築 1-1(6)再掲 [P21](#)

イ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援

脆弱性評価

- ・ 災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援していく必要があります。

対応方策

- ・ 災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言を行います。

ウ 妊産婦・乳幼児への福祉的支援

脆弱性評価

- ・ 妊産婦、乳幼児は避難所等で生活する際の健康管理に特に留意が必要であり、厚生労働省から「避難所等で生活している妊産婦、乳幼児の支援のポイント」「災害時妊産婦情報共有マニュアル」が発出されています。

対応方策

- ・ 避難所等において、「避難所等で生活している妊産婦、乳幼児の支援のポイント」に沿って、健康管理に配慮した相談支援を継続的にを行います。

エ 性別等によるニーズの違いに配慮した支援

脆弱性評価

- ・ 災害時においては、平常時における社会の課題が顕著になりやすいことが指摘されているため、避難生活を少しでも安全・安心なものにする取組や、災害から受ける不安や困難が性別等（性別、性的指向及び性自認等）により違いがあることへの配慮など、災害対応（予防、応急、復旧・復興）の各場面において、男女共同参画の視点を踏まえた取組が求められています。
- ・ 避難所等では、生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、特定の活動（例：避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化されるおそれがあることから、平時から女性のための相談窓口を設置し、気軽に相談できる体制を整えておく必要があります。また、男性や性的マイノリティ（LGBT等）の悩みや困りごとに関する相談にも対応する必要があります。

対応方策

- ・ もりおか女性センター等において、防災出前講座やパンフレットの配布等を通じ、防災訓練や避難所運営訓練において女性や性的マイノリティなどの視点を取り入れた訓練ができるよう、啓発活動や情報提供を実施します。
- ・ 自主防災組織や町内会などの地域コミュニティにおいて、男女共同参画の視点で災害対応ができる防災リーダーやサポーター等を養成する。また、防災リーダー等が地域の自主防災組織等と連携し広く活動できる方策を検討します。
- ・ 防災会議や避難所等運営における男女の構成比を配慮するなど、災害対応における意思決定過程の場において、女性の参画が拡大するよう意識啓発を行います。
- ・ 被災した女性の様々な不安や悩み、ストレス及び性差別的取扱いに関する相談に対応するため、平時から女性のための相談窓口をもりおか女性センターに開設し、気軽に相談できる体制を整えます。また、男性や性的マイノリティ（LGBT等）の悩みや困りごとに関する相談体制の構築を検討します。

オ 外国人への支援

脆弱性評価

- ・ 日本語の理解が十分でない外国人が安心して支援を受けられるように、情報発信の方法や避難所等での対応について体制整備を進める必要があります。

対応方策

- ・ 「盛岡市地域防災計画」に基づき、多言語及びやさしい日本語によるインターネット等を活用した情報発信や、コミュニケーションを図るための伝達手段の確保に取り組みます。

カ 災害時における福祉機能の維持

脆弱性評価

- ・ 福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進める必要があります。
- ・ 福祉機能を支えるため、関係機関と連携し、水や燃料、支援に必要な資器材が優先的に配分されるような協力体制の構築や業務継続計画（BCP）の策定等により事業継続性を確保する必要があります。

対応方策

- ・ 福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進めます。
- ・ 福祉機能を支えるため、関係機関と連携し、水や燃料、支援に必要な資器材が優先的に配分されるような協力体制の構築やBCPの策定等により事業継続性を確保します。

キ 災害用医薬品等の確保 2-1(1)再掲 [P36](#)

ク こころのケア体制の確保

脆弱性評価

- ・ 大規模災害が発生した場合のこころのケア体制の確保が必要です。

対応方策

- ・ こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化などの取組を実施します。

ケ 児童生徒の心のサポート

脆弱性評価

- ・ 児童生徒等の心のサポートのために、小・中学校へのスクールカウンセラーの配置を継続していく必要があります。
- ・ きめ細かな心のサポートを行うために、県の実施する「心とからだの健康観察」を継続して取り組んでいく必要がある。

対応方策

- ・ スクールカウンセラーの配置に係る増員及び勤務回数増を図ります。
- ・ 引き続き、「心とからだの健康観察」等の実施により、きめ細かい心のサポートに取り組みます。

コ 動物救護対策

脆弱性評価

- ・ 災害時の動物救護については、県獣医師会、動物愛護団体及び岩手県が締結している協定の救護体制の中に市も組み込まれており、災害時の避難所における具体的対策については「避難所運営マニュアル」を定めているほか、災害時の動物救護対策の重要性や具体的な内容等について市民に周知を図っています。

- ・ 災害時の対応力の強化の観点から、災害時のペットの同行避難に関する訓練等への市民の参加を推進する必要があります。
- ・ 今後、避難所の管理者や所有者に、同行避難の周知や避難所の運営方法を確認する必要があります。

対応方策

- ・ 災害時の対応力の強化の観点から、災害時のペットの同行避難に関する訓練等への市民の参加を推進します。
- ・ 今後、避難所の管理者や所有者に、同行避難の周知や避難所の運営方法を確認します。

(5) 道路施設の整備・老朽化対策等

ア 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【重点】 2-1(5)再掲 [P38](#)

イ 道路施設の老朽化対策【重点】 1-4(1)再掲 [P29](#)

2-5 被災地区における疫病・感染症等の大規模発生

(1) 感染症対策

ア 保健所の体制強化

脆弱性評価

- ・ 災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、保健所の体制を強化する必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症発生時の全庁的な応援体制の構築・県や近隣市町との連携を強化する必要があります。
- ・ 感染症対策の専門的な知識を有する保健師等の専門職を育成していく必要があります。

対応方策

- ・ 災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、機動的に庁内の応援体制を構築できるような環境を整備します。
- ・ 県のICAT（感染制御支援チーム）による研修等により、感染症対策の専門的な知識を有する保健師等の専門職の育成を図ります。

イ 感染制御研修会、各種訓練への参加、関係機関との連携

脆弱性評価

- ・ 研修会や訓練を実施するなどして、災害発生時に備える必要があります。
- ・ 市総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会を通し、県や近隣市町、盛岡市医師会等と、災害発生時に連携できる体制の構築に努めることが必要です。

対応方策

- ・ 感染制御研修会、各種訓練への参加を通し、DMAT（災害派遣医療チーム）など関係機関との連携を図り、災害発生時の体制強化を図ります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症発生時の全庁的な応援体制の構築・市町との連携を強化します。

ウ 医療提供体制、検査体制の整備・充実

脆弱性評価

- ・ 国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県内市内の医療提供体制やPCR検査体制の整備や大規模ワクチン接種を進めています。
- ・ 災害時において、迅速な医療の提供や検査の実施が行われる必要があります。

対応方策

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため医療提供体制やPCR検査や大規模ワクチン接種体制の強化・充実を図ります。
- ・ 災害時における医療提供体制、検査体制を定期的に確認します。

エ 市民への適切な情報提供

脆弱性評価

- ・ 感染症対策など、健康管理に関し市民に適切な情報提供が必要です。

対応方策

- ・ 感染症対策などについて、市ホームページやSNS等を活用しながら市民に適時適切な情報提供を行います。

(2) 下水道施設の防災機能の強化

ア 下水道施設の地震対策

脆弱性評価

- ・ 公衆衛生確保及び生活環境の保全のため、被災時に影響の大きい、河川下、軌道下及び緊急輸送路下に埋設されている管路約6kmのうち、約3kmの耐震診断を実施し、そのうち耐震性能を有していない約0.3kmの耐震化を実施しているが、診断等未実施の管路についても対策が必要です。
- ・ ポンプ場施設（市内全9箇所）の耐震診断を実施したが、全ての施設で耐震評価項目のいずれかの耐震性能を有していない状況であり、順次耐震改修（補強）を実施する必要があります。

対応方策

- ・ 地震による下水道施設の被害を防止するため、国の補助制度を活用し、計画的な耐震診断及び耐震改修（補強）等を実施します。

イ 下水道施設の耐水化

脆弱性評価

- ・ 近年の気候変動に伴う局地的大雨による下水道施設の機能停止を防止するため、施設の耐水化を行う必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 災害発生時における下水道施設の機能性・安全性を確保するため、下水道施設の耐水化を進めます。

《重要業績指標（KPI）》

下水道施設耐水化率 R2 現状値：0.0% → R7 目標値：14.3%

ウ 下水道事業業務継続計画(下水道BCP)の見直し

脆弱性評価

- ・ 下水道BCPは継続的な維持改善が重要であるため、平時における運用体制を明確にする必要があります。

対応方策

- ・ 災害発生時における下水道施設の継続・早期回復のため、定期的に下水道BCPの見直しを行うとともに、発災時に迅速に対応できる高い危機管理能力を備えた職員の養成に努めます。

エ 下水道施設の老朽化対策

脆弱性評価

- ・ 令和2年度末で、腐食のおそれ大きい排水施設として48箇所を選定しています。当該箇所について、現時点において腐食の進行は認められないが、今後、継続して点検、調査及び維持管理を実施する必要があります。

対応方策

- ・ 公衆衛生確保のため、国の防災・安全交付金等を活用して実施する老朽化対策事業を進めます。

オ スtockマネジメント計画の見直し

脆弱性評価

- ・ 管渠施設、処理場、ポンプ施設のストックマネジメント計画は平成29(2017)年度に策定済みです。
- ・ スtockマネジメント計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要があります。

対応方策

- ・ 計画的で効率的な維持管理を推進するため、国の防災・安全交付金等を活用し、ストックマネジメント計画の見直しを行います。

カ 合併浄化槽への転換

脆弱性評価

- ・ 単独浄化槽は、平成13(2001)年4月1日から原則として新規設置が禁止され、以後、設置基数は徐々に減少しています。
- ・ 残存している単独浄化槽について、老朽化による破損・漏水が懸念されていることから、引き続き合併浄化槽への転換を進める必要があります。
- ・ 災害区域の浄化槽の状況を迅速に把握するため、浄化槽台帳システムを構築し、浄化槽の設置及び維持管理状況を正確に把握する必要があります。

対応方策

- ・ 公衆衛生確保及び生活環境の保全のため、国の循環型社会形成推進交付金及び県の補助金を活用して実施する浄化槽設置整備事業により、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換等、合併浄化槽の導入の促進を図ります。
- ・ 浄化槽の設置及び維持管理状況について正確に把握するため、浄化槽台帳システムを整備し、災害対応能力強化を図ります。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(1) 避難場所等の指定・整備

ア 避難場所及び避難所の指定・整備 1-1(6)再掲 [P21](#)

イ 福祉避難所の指定・福祉関係機関の連携体制の構築 1-1(6)再掲 [P21](#)

(2) 支援物資の供給等に係る連携体制の構築

ア 非常物資の備蓄体制の強化 2-1(1)再掲 [P35](#)

イ 支援物資の供給等に係る応援協定等の締結 2-1(1)再掲 [P35](#)

ウ 避難所等への燃料等供給の確保 2-1(1)再掲 [P35](#)

(3) 災害時における医療提供体制の構築

ア 災害時における医療機能の維持 2-4(2)再掲 [P43](#)

イ 被災地内で対応が困難な重症患者の対応 2-4(2)再掲 [P43](#)

ウ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援 2-1(1)再掲 [P36](#)

エ 要配慮者（妊産婦・乳幼児）への医療的支援 2-4(2)再掲 [P43](#)

オ 災害用医薬品等の確保 2-1(1)再掲 [P36](#)

(4) 感染症対策 2-5(1)再掲 [P48](#)

(5) 要配慮者等への支援

ア 福祉避難所の指定・福祉関係機関の連携体制の構築 1-1(6)再掲 [P21](#)

イ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援 2-4(4)再掲 [P44](#)

ウ 妊産婦・乳幼児への福祉的支援 2-4(4)再掲 [P44](#)

エ 性別等によるニーズの違いに配慮した支援 2-4(4)再掲 [P45](#)

オ 外国人への支援 2-4(4)再掲 [P45](#)

カ 災害時における福祉機能の維持 2-4(4)再掲 [P46](#)

キ 災害用医薬品等の確保 2-1(1)再掲 [P36](#)

ク こころのケア体制の確保 2-4(4)再掲 [P46](#)

ケ 児童生徒の心のサポート 2-4(4)再掲 [P46](#)

コ 動物救護対策 2-4(4)再掲 [P46](#)

目標3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

- ア 市庁舎の強化【重点】 2-3(1)再掲 [P40](#)
- イ 消防本部・消防署等庁舎の強化 2-3(1)再掲 [P40](#)

(2) 防災訓練の推進

- ア 市総合防災訓練の実施による関係機関との連携【重点】 2-2(1)再掲 [P39](#)

(3) 緊急車両等への石油燃料供給の確保 2-3(2)再掲 [P41](#)

(4) 市における災害時業務継続計画の策定

脆弱性評価

- ・ 平成25（2013）年に業務継続計画を策定しました。平成30（2018）年度以降は、年度版として更新しています。

対応方策

- ・ 必要に応じて業務継続計画の見直しを行います。

(5) 災害に備えた道路交通環境の整備

- ア 市道の維持管理 1-5(7)再掲 [P33](#)

(6) 他自治体との広域応援・受援体制の整備

脆弱性評価

- ・ 岩手県内全市町村のほか、東北地区六都市、中核市、「南部藩ゆかりの地」、秋田・岩手横軸連携都市、「石川啄木ゆかりの地」などと相互応援協定を締結しています。
- ・ 災害時受援応援計画を令和2（2020）年3月に策定しました。
- ・ 広域応援について、要請に沿った適材適所の対応を図る必要があります。
- ・ 受援体制について、他自治体職員等がスムーズに業務従事できるよう業務環境を整える必要があります。

対応方策

- ・ 広域応援に当たっては、応援要請内容（業務・職種・職能・員数・期間等）をしっかりと確認し、ミスマッチが生じないよう対応を図ります。
- ・ 業務継続計画（BCP）の見直しを継続的に行います。
- ・ 受援時を想定し、他自治体等への提供情報を整理します。
（例：地図や対応施設図面、担当者及び関係者連絡先、補修資機材等の仕様や稼働中の業務システム概要、業務処理マニュアル等）
- ・ 業務処理システムや工事仕様・資機材等の標準化を検討します。
- ・ 岩手県内全市町村、東北地区六都市、中核市、「南部藩ゆかりの地」、秋田・岩手横軸連携都市、「石川啄木ゆかりの地」などとの相互応援協定が災害時に有効に機能するよう、意見交換や情報共有を図るなど、連携強化を図ります。
- ・ 盛岡広域8市町の連携を、引き続き進めます。

3-2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(1) 行政情報通信基盤の耐災害性強化

ア 市の行政情報通信基盤の耐災害性強化

脆弱性評価

- ・ 市が使用する行政システムのクラウド化や標準化が一部のシステムに限定されている状況にあります。今後、庁舎被災時に行政機能の停止の防止や早期復旧の対策について検討する必要があります。
- ・ 市が保有する行政データは耐震化された場所で定期的なバックアップが行われているが、サーバと同じ場所において行われている状況です。今後、災害による行政データ消失に備え、サーバと物理的に隔離された遠隔地バックアップについて検討する必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 庁舎被災時の行政機能維持のため、行政システムのクラウド利用や標準化を推進します。
- ・ 災害による行政データ消失に備え、確実なデータ保管・バックアップを行うため、市が保有する行政データの遠隔地バックアップ体制のあり方について検討します。

《重要業績指標（KPI）》

基幹業務システムのクラウド化又は標準化

R2 現状値：0.0% → R7 目標値：100.0%

(2) 災害情報システムの整備 1-5(3)再掲 [P31](#)

(3) 情報通信利用環境の整備

ア 携帯電話等エリア整備 1-5(4)再掲 [P31](#)

イ 通信事業者との連携 1-5(4)再掲 [P32](#)

3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(1) 住民等への情報伝達の強化

ア 災害情報の円滑な伝達 1-5(2)再掲 [P31](#)

(2) 情報通信利用環境の整備

ア 携帯電話等エリア整備 1-5(4)再掲 [P31](#)

イ 通信事業者との連携 1-5(4)再掲 [P32](#)

目標4 地域経済システムを機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

(1) 物流機能の維持・確保

脆弱性評価

- ・ 災害発生時において、物流機能の確保や緊急援助物資の集配が円滑に実施されるよう、関係団体と連携を図る必要があります。
- ・ 災害発生時において、物流機能が確保できるよう、災害に強い民間の物流拠点を整備する必要があります。

対応方策

- ・ 物流を担う団体との協力体制を構築します。
- ・ 広域交通網の拠点として優位性の高い、東北縦貫自動車道インターチェンジ及び貨物ターミナルの周辺において、災害に強い民間の物流拠点を整備を進めます。

(2) 企業における業務継続体制の強化

脆弱性評価

- ・ 自然災害による地域経済への影響を最小限とするため、市内事業者への事前の防災・減災対策に資する、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画の普及啓発や策定支援を図る必要があります。

対応方策

- ・ 市内事業者の事前の防災・減災対策を促進するため、商工団体等と連携し、事業継続力強化計画の普及啓発や策定支援を行います。

(3) 被災企業への金融支援

脆弱性評価

- ・ 災害発生後、罹災した中小企業者の資金繰りに支障を来さぬよう、国・県の制度融資の利用を促すとともに、セーフティネット保証の認定を速やかに行う必要があります。
- ・ 災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置するとともに、金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う必要があります。

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標4 地域経済システムを機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

対応方策

- ・ 災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置します。
- ・ 金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行います。

(4) リスク分散を重視した企業誘致等の推進

脆弱性評価

- ・ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本県への移転、誘致に向けた取組を推進する必要があります。

対応方策

- ・ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本県への移転、誘致に向けた取組を推進します。

(5) 人材育成を通じた産業の体質強化

脆弱性評価

- ・ 民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者内部での業務継続計画（BCP）の担い手の育成が必要です。また、商工会議所が、地域の防災を担う市と連携し、事業継続力強化のための支援を行う事業継続力強化支援計画の策定に向けて、盛岡商工会議所と市が共同で取り組む必要があります。

対応方策

- ・ 民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者内部でのBCPの担い手を育成します。また、事業継続力強化支援計画の策定に向けて、盛岡商工会議所と市が共同で取り組みます。

(6) 道路施設の整備・老朽化対策等

ア 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【重点】 2-1(5)再掲 [P38](#)

イ 道路施設の老朽化対策【重点】 1-4(1)再掲 [P29](#)

4-2 食料等の安定供給の停滞

(1) 生産基盤の復旧支援体制

脆弱性評価

- ・ 震災や気象災害を受けた地域においては、農業者や関係機関の意見を踏まえながら、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援していく必要があります。

対応方策

- ・ 農産物の供給基地としての役割を果たすため、農業水利施設等の整備や長寿命化対策を着実に推進します。

(2) 食料品の供給体制の強化

ア 生鮮食料品等の安定供給の確保

脆弱性評価

- ・ 生鮮食料品等の安定供給を確保するため、他市場との連携を強化するとともに、中央卸売市場開設者業務継続計画（BCP）の適宜見直し及び市場関係者のBCP策定を推進する必要があります。

対応方策

- ・ 全国中央卸売市場協会を通じた全国の中央卸売市場の開設者との災害時相互応援協定の実効性を確保するため、市場関係者との連携を図り、生鮮食料品等の調達・供給体制の強化を推進します。
- ・ 災害時における市場事業の継続性を確保するため、中央卸売市場開設者BCPの適宜見直し及び市場関係者のBCP策定を推進します。

イ 市場施設・設備の更新・修繕

脆弱性評価

- ・ 中央卸売市場の施設・設備が19年余り経過し、経年劣化による老朽化が進んでおり計画的な更新・修繕が必要です。

対応方策【重点】

- ・ 場内業者の取引に支障が出ることがないように、施設・設備保全（長寿命化）計画による保守に努めます。

《重要業績指標（KPI）》

市場施設の長寿命化計画事業予定修繕実施率

R2 現状値：0.0% → R7 目標値：64.0%

(3) 道路施設の整備・老朽化対策等

ア 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【重点】 2-1(5)再掲 [P38](#)

イ 道路施設の老朽化対策 1-4(1)再掲【重点】 [P29](#)

(4) 農林業の生産基盤の災害対応能力の強化

ア 農地利用の最適化支援

脆弱性評価

- ・ 農地の利用調整と担い手への農地集積，農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援し，荒廃農地発生 of 未然防止に取り組む必要があります。
- ・ 農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため，農地の大区画化や排水対策など農業基盤整備を推進する必要があります。

対応方策

- ・ 多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業の活用により，荒廃農地発生 of 未然防止に取り組めます。
- ・ 農業基盤整備事業の導入により，生産基盤・経営の強化を推進します。

イ 農業施設の長寿命化

脆弱性評価

- ・ 農産物の供給基地としての役割を果たすため，農業水利施設等の整備や長寿命化対策を着実に推進する必要があります。
- ・ 農道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから，老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進める必要があります。

対応方策

- ・ 農産物の供給基地としての役割を果たすため，農業水利施設等の整備や長寿命化対策を着実に推進します。
- ・ 水路等については，土地改良区等と連携しながら，施設の管理体制の構築や，維持管理の充実強化を図るための支援を行います。
- ・ 農道や農道橋りょうは，点検・診断等を踏まえ，老朽化した施設の保全対策を適切に行います。

目標5 必要最低限のライフライン等の確保と早期復旧を図る

5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

(1) 避難所、緊急車両等への石油燃料供給の確保

ア 避難所等への燃料等供給の確保 2-1(1)再掲 [P35](#)

イ 緊急車両等への石油燃料供給の確保 2-3(2)再掲 [P41](#)

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

脆弱性評価

- ・ 平成24（2012）年7月から始まった固定価格買取制度により、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進んでいます。
- ・ 太陽光、ペレットストーブを市の施設に率先導入しています。
- ・ 住宅に設置する太陽光発電システム等に補助金を交付しています。
- ・ 再生可能エネルギー資源が豊富にある利点を最大限に活用し、引き続き再生可能エネルギーの導入促進を図る必要があります。
- ・ 災害にも対応できる自立分散型エネルギー供給体制の構築を図る必要があります。
- ・ 公共施設や民間施設における木質バイオマスボイラー等の燃焼機器の導入を促進するとともに、木質バイオマス発電施設等の大口木質燃料需要に対する、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けた取組を進める必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 災害時においても一定のエネルギーを賄えるよう、再生可能エネルギーを最大限活用した自立分散型エネルギー供給体制の構築を推進します。
- ・ 公共施設や産業分野等への木質バイオマスボイラーの導入を促進するとともに、木質燃料供給者である素材生産事業者、流通事業者や関係機関・団体により情報交換を行い、木質燃料の安定供給に取り組めます。

《重要業績指標（KPI）》

家庭での太陽光発電システムの導入件数

R2現状値：6,404戸 → R7目標値：10,000戸

市の公共施設に導入する再生可能エネルギー発電出力

R2現状値：3,913kW → R7目標値：10,684kW

5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止

(1) 水道施設の防災機能の強化

ア 水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策 **【重点】** 2-1(2)再掲 [P36](#)

(2) 下水道施設の防災機能の強化

ア 下水道施設の地震対策 2-5(2)再掲 [P49](#)

イ 下水道施設の耐水化 **【重点】** 2-5(2)再掲 [P49](#)

ウ 水道事業業務継続計画(下水道BCP)の見直し 2-5(2)再掲 [P50](#)

エ 下水道施設の老朽化対策 2-5(2)再掲 [P50](#)

オ スtockマネジメント計画の見直し 2-5(2)再掲 [P50](#)

カ 合併浄化槽への転換 2-5(2)再掲 [P50](#)

5-3 廃棄物処理施設の長時間にわたる機能停止

(1) 廃棄物処理施設の老朽化対策

脆弱性評価

- ・ 市内の廃棄物処理施設は建設から年数が経過し、老朽化が進んでいる状況にあります。
- ・ 延命化対策の推進のため、盛岡市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画等を策定済みです（焼却施設：平成28（2016）年度、その他清掃関連施設：令和2（2020）年度）。
- ・ 個別施設計画等の修繕計画に基づき、各廃棄物処理施設について、老朽化対策を進める必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 災害により廃棄物処理施設の機能が停止し、災害廃棄物その他の一般廃棄物の処理が停滞することのないよう、個別施設計画等の修繕計画に基づき、廃棄物処理施設の老朽化対策を進めます。

《重要業績指標（KPI）》

焼却施設に係る個別施設計画に基づく修繕率

R2現状値：32.1% → R7目標値：65.3%

粗大ごみ処理施設その他清掃関連施設に係る個別施設計画に基づく修繕率

R2現状値：0.0% → R7目標値：79.2%

5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(1) 道路施設の整備・老朽化対策等

ア 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【重点】 2-1(5)再掲 [P38](#)

イ 道路施設の老朽化対策【重点】 1-4(1)再掲 [P29](#)

(2) 鉄道・路線バスの耐災害性確保・体制整備

ア 公共交通，地域内交通の維持確保・体制整備

脆弱性評価

- ・ 災害時においても，公共交通を維持するため，代替輸送機能の確保について検討するとともに，鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る必要があります。

対応方策

- ・ 災害時において，公共交通を維持するため，代替輸送機能の確保について検討するとともに，鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携体制の構築を推進します。
- ・ 交通空白地において，地域住民・交通事業者・行政それぞれの役割を担いながら地域内交通の導入に取り組めます。

目標6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1 ため池等施設の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生

(1) 農山村地域における防災対策【重点】 1-3(2)再掲 [P27](#)

(2) 特定動物の逸走防止

脆弱性評価

- ・ 特定動物飼養者は、県条例により、災害時における特定動物の逸走防止及びその他とすべき緊急措置を定めておくことや、逸走時における通報及び緊急措置の実施等が義務付けられています。
- ・ 今後も、上記の徹底などにより、特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じる必要があります。

対応方策

- ・ 特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じられるよう、引き続き、特定動物飼養施設への立入調査を実施し、飼養施設の点検の定期的な実施、飼養又は保管の状況の定期的な確認等必要な指導を行います。

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(1) 農山村地域における防災対策【重点】 1-3(2)再掲 [P27](#)

(2) 農林業の生産基盤の災害対応能力の強化 4-2(4)再掲 [P60](#)

(3) 森林資源、農地の適切な保全管理

ア 適切な森林整備

脆弱性評価

- ・ 間伐等の保育作業や伐採後の造林が適切に行われず森林が増加することで、森林の有する国土保全や洪水緩和等の多面的機能が低下するおそれがあります。

対応方策【重点】

- ・ 森林施業の集約化や、生産基盤の整備等により、林業の生産性の向上を図り、適正な森林整備を推進します。

《重要業績指標（KPI）》

間伐面積 R2現状値：165.2ha → R7目標値：270.0ha

イ 市民への普及啓発

脆弱性評価

- ・ 森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐためには、森林・林業に対する市民の理解を醸成する必要があります。
- ・ 林野火災の発生原因は煙草や野焼き、焚き火の不始末によるものが多く、普及啓発が不足しています。また、初期消火体制が整っていない地域では、大規模な被害につながるおそれがあります。

対応方策

- ・ 広報やホームページ等による周知や、林業体験・木育に関するイベントを通じて、森林・林業に対する市民の理解の醸成を図ります。
- ・ 山火事防止に係る普及啓発を図るとともに、山火事の初期消火体制の整備を進めます。

ウ 地域住民等の活動支援

脆弱性評価

- ・ 農地の多面的機能の発揮を図るとともに、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払事業等の制度を活用し、地域住民等で構成する活動組織が実施する農地の保全管理活動等を支援する必要があります。

- ・ 山村地域の過疎化・高齢化により、適正な整備が行われない里山林が増加し、森林の有する多面的機能が低下するおそれがあります。

対応方策

- ・ 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払事業等の制度による農地の保全管理活動の支援を図ります。
- ・ 国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金制度等を活用し、地域住民等による里山林の保全管理活動等の推進や、活動を通じた関係人口・交流人口の創出を支援します。

(4) 農林業の生産基盤・経営の強化

ア 農地利用の最適化支援 4-2(4)再掲 [P60](#)

イ 効率的かつ安定的な林業経営の確立

脆弱性評価

- ・ 森林所有者ごとの保有面積規模が小さく事業地が分散していることや、生産基盤の整備の遅れ等により、林業経営に対する意欲が低下し、施業が行われずに放置される森林が増加しています。

対応方策【重点】

- ・ 効率的かつ安定的な林業経営の確立に向け、森林施業の集約化や、路網等の基盤整備を推進します。

《重要業績指標（KPI）》

間伐面積（再掲） R2 現状値：165.2ha → R7 目標値：270.0ha

目標7 地域社会・経済が迅速かつ強靱に復興できる条件を整備する

7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害廃棄物処理対策

ア 災害廃棄物処理体制の整備

脆弱性評価

- ・ 大規模災害時には、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物やし尿等の処理を円滑に進める必要があります。
- ・ 市の災害廃棄物処理体制の構築のため、盛岡市災害廃棄物処理計画を平成29（2017）年度に策定しました。また、関係団体等（県内市町村等、盛岡市廃棄物業協会、岩手県産業資源循環協会）と廃棄物処理に関する協定を締結済みです。
- ・ 災害廃棄物の円滑な処理の推進のため、平時からの災害廃棄物処理体制の整備をさらに進める必要があります。

対応方策

- ・ 大規模災害時には、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物やし尿等の処理を円滑に進める必要があることから、具体的な対応の検討や関係団体等との連携等、平時からの災害廃棄物処理体制の整備を進めます。

イ アスベストのばく露防止対策

脆弱性評価

- ・ 災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を周知するとともに、アスベスト飛散の有無を確認するための調査体制等の充実を図る必要があります。

対応方策

- ・ 災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を市公式ホームページ等により周知するなど、ばく露防止対策を推進します。

7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 防災ボランティアの活動支援

脆弱性評価

- ・ 東日本大震災等の大規模災害発生時には、社会福祉協議会が開設した災害ボランティアセンターにおいて、災害救援ボランティアの募集、受入調整等を行い、活動の支援をすることで、被災地の復旧及び被災者の生活再建に大きな役割を果たしました。
- ・ 災害発生時に、災害救援ボランティアによる支援が速やかに開始され、効率的な活動が行われるよう、日頃から市と社会福祉協議会との連携の強化を図る必要があります。

対応方策

- ・ 災害救援ボランティアによる支援が速やかに開始され、効率的な活動が行われるよう、災害ボランティアセンターの設置要請の手順及び支援の方法等を定期的に確認します。

(2) 防災人材育成

脆弱性評価

- ・ 「盛岡市地域防災リーダー養成講座」の開催等を通じ、自主防災組織や町内会などにおいて、中核となって活動する人材の養成を図る必要があります。
- ・ 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 「盛岡市地域防災リーダー養成講座」の開催等を通じ、自主防災組織や町内会などにおいて、中核となって活動する人材の養成を図ります。
- ・ 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図ります。

《重要業績指標（KPI）》

「盛岡市地域防災リーダー」の認定者数（累計）

R2 現状値：235人 → R7 目標値：635人

(3) 農林業の担い手の確保

脆弱性評価

- ・ 地域農業をけん引する経営体を育成するとともに、若年層の新規就農や企業の農業参入など多様な担い手を確保していく必要があります。
- ・ 林業の担い手の減少・高齢化が進んでおり、適正な森林管理の持続に支障が生じる恐れがあります。

対応方策

- ・ 農業改良普及センター、農協等の関係機関と連携し、就農の発展段階に応じたきめ細やかな指導・支援を行い、多様な担い手の育成・確保に取り組めます。
- ・ 林業の担い手の確保に向け、岩手県が認定する「意欲と能力のある林業経営体」等をはじめとする林業経営体が行う新規就業者の確保や、林業技能者の育成などの活動を支援します。また、若者等に仕事としての林業の魅力を発信します。

(4) 人材育成を通じた産業の体質強化 4-1(5)再掲 [P58](#)

(5) 生産基盤の復旧支援体制 4-2(1)再掲 [P59](#)

(6) 災害時連携体制整備

脆弱性評価

- ・ 市が所管する公共土木施設が災害により被災した場合等における被災情報の収集や障害物除去等の応急対策業務等の実施について、関連団体に協力を要請するための協定を締結し、災害時における応急対策の実施体制を構築しています。
- ・ 引き続き、災害時の連携が必要とされる団体との協定の締結に取り組んでいく必要があります。
- ・ 岩手県土地改良事業団体連合会と「災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定」を締結しています。

対応方策

- ・ 災害時における公共土木施設等の応急対策業務が速やかに実施できるよう、平時から、災害時の協力が必要とされる関係団体と協定を締結していきます。
- ・ 農業用施設等の災害時の協力や支援に関しては、引き続き、災害時の連携が必要とされる団体との協定の締結に取り組めます。

(7) 災害時等における下水道復旧支援に関する協定

脆弱性評価

- ・ 県と下水道事業（類似する集落排水事業を含む。）実施全33市町村の連名で、日本下水道管路管理業協会と下水道管路施設の復旧支援に関する協定を締結し、県が窓口となり、協会への支援要請をすることとしています。
- ・ 今後は、情報連絡訓練などを行い、県と市町村との連絡体制強化を図っていく必要があります。

対応方策

- ・ 災害時の支援が有効に機能するよう、平時より情報連絡訓練を行うなど、県と市町村との連絡体制強化を図ります。

(8) 技術職員等による応援体制の構築

脆弱性評価

- ・ 災害時受援応援計画を令和2（2020）年3月に策定し、応援調整体制を整えています。
- ・ 現在は、被災自治体が個別に、あるいは県や全国市長会等を通じて全国自治体等に派遣要請を行っているが、土木や建築分野などの技術職を中心に人員確保が困難となっています。
- ・ 大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における被災状況調査などについては、土木分野の技術職が不足するため、県に技術職員の応援要請する必要があります。

対応方策

- ・ 災害時受援応援計画の見直しを継続的に行います。
- ・ 土木や建築分野など技術職の人員確保に向けた取組を行います。
- ・ 通常時から、発災時の対応を想定したOJTに取り組むなど、人材育成を図ります。
- ・ 普段から初動調査が行えるよう課内での行動計画を確認しておきます。
- ・ 災害発生時に市として行動が行えるように、関係団体との連携を図ります。

7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 発災時の応急仮設住宅の確保等

脆弱性評価

- ・ 応急仮設住宅建設について、社団法人プレハブ建築協会と協定を締結しています。

対応方策

- ・ 応急仮設住宅建設の社団法人プレハブ建築協会との協定が災害時に有効に機能するよう、意見交換や情報共有を図るなど、連携強化を図ります。

(2) 地域コミュニティ力の強化

ア 地域コミュニティ活動支援

脆弱性評価

- ・ 少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動のリーダーの高齢化や地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持・発展に向けた対策が必要です。
- ・ 地域コミュニティ活動に対する意識の普及啓発や活動に必要な知識や技術を学ぶ機会の提供のため、研修等を実施しています。
- ・ 避難行動要支援者情報提供同意者名簿を町内会・自治体や自主防災組織に提供し、地域支え合いマップの作成や防災訓練などへの活用を促進する必要があります。
- ・ 協働の取組を通じ、将来を担う人材の育成を推進し、自立した地域社会の基盤構築に向けた取組を進める必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 地域コミュニティ活動のモデルとなる団体の活動について、市の広報紙及び情報誌、ポスター展示会、研修会での事例発表等を通じて広く紹介し、地域コミュニティ活動に関する意識の啓発を行います。
- ・ 町内会・自治体や自主防災組織に対し、引き続き避難行動要支援者情報提供同意者名簿の提供を行い、災害時の支え合いや地域コミュニティの強化に繋がります。
- ・ 地域づくり活動の担い手養成のため、担い手養成講座やコミュニティリーダー研修会を開催します。
- ・ 教育振興運動の取組を通じ、子ども・学校・家庭・地域・行政の5者の役割分担と連携により、学校を核とした地域づくりを推進します。

《重要業績指標（KPI）》

地域づくり事業の件数 R2現状値：46事業 → R7目標値：64事業

担い手養成講座・コミュニティリーダー研修会への参加人数

R2現状値：55人 → R7目標値：250人

イ 地域住民等の活動支援（森林資源、農地の適切な保全管理） 6-2(3)再掲 [P66](#)

ウ 地域内交通の維持確保

脆弱性評価

- ・ 公共交通が利用できない交通空白地（鉄道駅から半径800m範囲外、バス停から半径300m範囲外）において、住民主体の地域内交通の導入を進める必要があります。
- ・ モデル地区での取組を整理・評価し、他の公共交通空白地での取組を促進していく必要があります。

対応方策

- ・ 交通空白地において、地域住民・交通事業者・行政それぞれの役割を担いながら地域内交通の導入に取り組みます。

(3) 地籍調査の推進

脆弱性評価

- ・ 災害が発生した場合、道路や上下水道等ライフライン施設の復旧、応急仮設住宅の建設や住宅の再建等が急務となるが、復旧にあたっては、土地の境界確認から始める必要があります。被災後の復旧・復興を迅速に進めるためには、土地境界を明確にする地籍調査を進める必要があります。

対応方策

- ・ 大規模災害の発生に備え、円滑な防災・減災事業の実施や、迅速な復旧・創造的な復興につなげるための境界の明確化を急ぐ必要があることから、国土調査事業を計画的に推進します。

7-4 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(1) 河川改修等の治水対策

- ア 河川整備【重点】 1-2(2)再掲 [P24](#)
- イ 立木伐採と堆積土砂の撤去 1-2(2)再掲 [P24](#)
- ウ 水害に関する情報提供等の強化 1-2(2)再掲 [P25](#)

(2) 浸水想定区域の対策

- ア 洪水ハザードマップの作成 1-2(2)再掲 [P25](#)

(3) 内水危険箇所の対策

- ア 雨水排水施設の整備 1-2(4)再掲 [P25](#)
- イ 内水ハザードマップの作成【重点】 1-2(4)再掲 [P25](#)

(4) 避難場所等の指定・整備

- ア 避難場所及び避難所の指定・整備 1-1(6)再掲 [P21](#)
- イ 福祉避難所の指定・福祉関係機関の連携体制の構築 1-1(6)再掲 [P21](#)

7-5 貴重な文化財や景観資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(1) 文化財の防災対策

脆弱性評価

- ・ 史跡盛岡城跡の石垣については、石垣変位調査等により、崩落の可能性が高い範囲について挙動の把握等に努めているが、調査対象範囲外も含め、挙動の把握を行うとともに、変位の進行が進んでいる範囲については、修復等の対策を進める必要があります。
- ・ 歴史的な建造物や有形文化財（建築物・石造物等）、天然記念物について、破損等により交通の障害や人的被害の生じる可能性がある箇所の把握と周知を進める必要があります。
- ・ 天然記念物に指定されている樹木は、市が定期的に樹木医による樹勢診断を行っており、生育状況の把握に努めています。なお、腐朽や枯損、空洞化等に対する措置は所有者が行なうこととなっているため、適切な対応をとることが難しく、技術的な助言や財政的な支援等の必要があります。
- ・ 史跡志波城跡等、復元整備を行った施設の老朽化により、施設の倒壊や崩落の危険性がある箇所について、修理・改修等の安全対策を推進する必要があります。危険性が高い箇所については、事前の撤去も検討します。
- ・ 指定文化財や歴史的価値の高い建造物、貴重な史・資料を保管している施設について、防災設備の老朽化や維持管理に係る経費等の拡充・支援を行う必要があります。

対応方策【重点】

- ・ 石垣が崩落する可能性が高い範囲については、来園者に周知を行うほか、国（文化庁）の補助事業により修復工事を推進するとともに、変状の把握に努めます。
- ・ 定例的に実施している文化財パトロールや樹勢診断等により、文化財の現況把握に努め、必要に応じて所有者や市民に対し周知を図ります。
- ・ 定期的に実施している天然記念物の樹勢診断結果を所有者に報告するとともに、維持管理に関する技術的な助言を行います。
- ・ 指定管理者との連携により、危険箇所の把握に努め、危険箇所に接近しないよう周知を図るとともに、補修・修繕を行います。なお、破損部分が大規模に及ぶ場合については、必要に応じて再整備等の検討を行うものとします。
- ・ 指定文化財については、既存の支援制度を活用するとともに、国の認定計画である盛岡市歴史的風致維持向上計画に基づく制度等により、民間所有の歴史的建造物の保存や中心市街地の核となる博物館施設等の防災対策等を支援します。

[第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策]

目標7 地域社会・経済が迅速かつ強靱に復興できる条件を整備する

7-5 貴重な文化財や景観資産の喪失，地域コミュニティの崩壊等による
有形・無形の文化の衰退・損失

《重要業績指標（KPI）》

適切な防災対策が講じられている文化財の割合

R2 現状値：95.3%→ R7 目標値：97.0%

(2) 中山間・過疎地域のコミュニティ維持・活性化

ア 地域住民等の活動支援 6-2(3)再掲 [P66](#)

イ 地域内交通の維持確保 7-3(2)再掲 [P73](#)

7-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(1) 事業用地、仮店舗・仮事業所用地の確保

脆弱性評価

- ・ 市内において大規模な浸水害が発生した場合に利用可能な仮店舗・仮事業用地の検討を行う必要があります。
- ・ 地籍調査の推進（用地境界の明確化） 7-3(3)再掲 [P73](#)

対応方策

- ・ 大規模な浸水害の発生時に利用可能な仮店舗・仮事業用地の事前の検討結果に基づき、災害発生後に速やかに調整を行えるよう、準備します。

(2) 仮店舗・仮事業所用施設、仮設建物等の確保

脆弱性評価

- ・ 仮店舗、仮事業用施設等の仮設建築物による仮復旧を進めるほか、移動販売等への一時的な業態転換等も検討する必要があります。

対応方策

- ・ 災害発生後、被害状況や被災事業者の意向を踏まえ、仮設建築物による仮店舗等の整備を行うほか、業態転換を行う場合の支援を行います。

第5章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

本計画を推進するに当たっては、各リスクシナリオにおける重点施策（資料編1）の推進を図るとともに、盛岡市総合計画及び各分野別計画との関係性を明らかにし、計画的に施策を進める必要があることから、第4章の「リスクシナリオ」ごとの対応方策を次のとおり「個別施策分野」及び「横断的分野」ごとに再整理（資料編2）し、各施策を推進するものとします。

また、重点施策に該当する事業など本計画に基づく主な実施予定事業を別にとりまとめ、K P Iの達成状況と合わせて進捗を管理することとします。

■ 個別施策分野

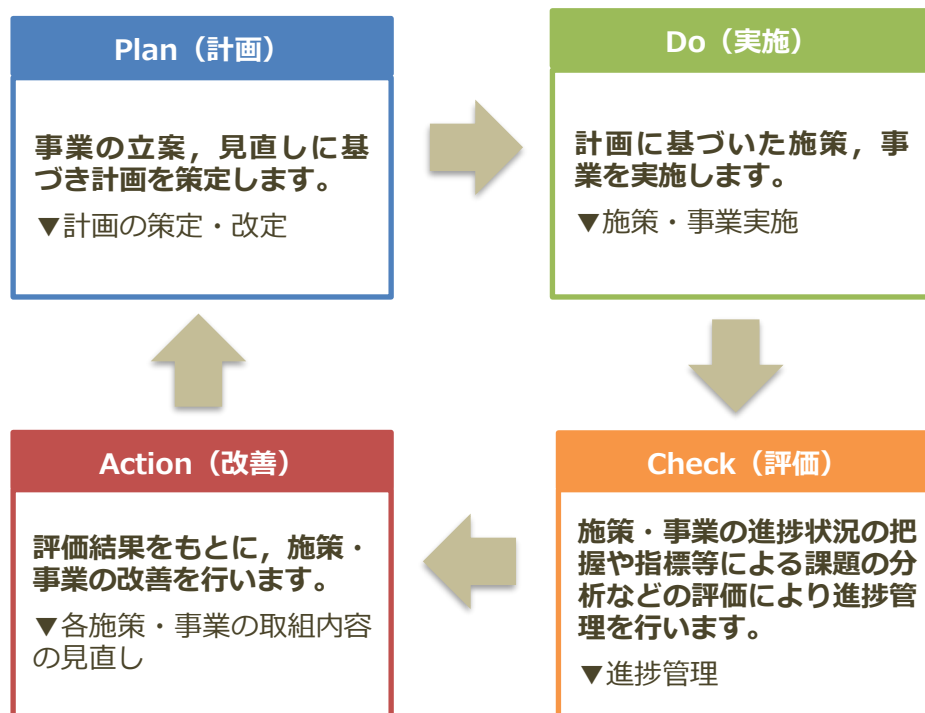
- ① 行政機能・情報通信・防災教育
(行政機能, 消防, 教育・文化, 地域コミュニティ, 情報通信, 訓練・連携体制)
- ② 住宅・都市（住宅, 都市・基盤整備）
- ③ 保健医療・福祉（保健医療, 福祉）
- ④ 産業（産業, 農林業, エネルギー）
- ⑤ 国土保全・交通（国土保全, 交通）

■ 横断的分野

- ⑥ リスクコミュニケーション（危険箇所の周知, 要配慮者等への支援体制の充実, 防災情報の共有, 関係機関との連携等）
- ⑦ 老朽化対策（都市公園, 道路施設, 河川施設, 上下水道施設, 廃棄物処理施設等の老朽化対策）

2 マネジメントサイクルによる進捗管理

計画の実効性を高めるため、本計画に位置付けた施策や取組の進捗管理については、「盛岡市総合計画」と同様に、設定した重要業績指標（KPI）によりPDCA（Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善））のマネジメントサイクルに従って、進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映します。



資料編

1 重点施策（再掲）

第4章で示した対応方策のうち、重点施策として選定した施策を次表に再掲します。（重点施策の選定の視点については、本編P12を参照してください。）

目標	リスクシナリオ	施策	施策項目	頁
1 人命の保護が最大限図られる	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）	(1) 住宅・民間施設・公共施設の耐震化	住宅・ブロック塀等の耐震化	P13
			大規模建築物の耐震化	P13
			大規模盛土造成地の事前対策	P14
			公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化	P14
			社会福祉施設等の耐震化	P15
		(2) 公共施設の老朽化対策		P15
		(3) 市街地・道路施設の防災・災害対策	道路施設の防災対策	P17
			都市公園および緑地等の整備の推進	P18
		(7) 避難行動の支援	避難行動要支援者名簿の作成・活用	P22
			自主防災組織の結成及び活性化支援	P23
	1-2 異常気象等による突発的な市街地等の浸水による死傷者の発生	(2) 河川改修等の治水対策	河川整備	P24
		(4) 内水危険箇所の対策	内水ハザードマップの作成	P25
		(6) 避難行動の支援	避難行動要支援者名簿の作成・活用	P22
			自主防災組織の結成及び活性化支援	P23
		(7) 市街地・道路施設の防災・災害対策	都市公園および緑地等の整備の推進	P18
	1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	(1) 土砂災害防止法における防災対策	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定	P27
		(2) 農山村地域における防災対策		P27
		(4) 避難行動の支援	避難行動要支援者名簿の作成・活用	P22
			自主防災組織の結成及び活性化支援	P23
		(5) 市街地・道路施設の防災・災害対策	都市公園および緑地等の整備の推進	P18

目標	リスクシナリオ	施策	施策項目	頁
1 人命の保護が最大限図られる	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	(4) 道路の除排雪		P30
	1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生	(1) 避難行動の支援	避難行動要支援者名簿の作成・活用	P22
			自主防災組織の結成及び活性化支援	P23
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	(2) 水道施設の防災機能の強化	水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策	P36
		(5) 道路施設の整備・老朽化対策等	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	P38
			道路施設の老朽化対策	P29
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	(1) 市総合防災訓練の実施による関係機関との連携		P39
		(2) 孤立集落の発生を想定した防災訓練の実施・通信手段の確保		P39
		(4) 道路施設の整備・老朽化対策等	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	P38
			道路施設の老朽化対策	P29
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足	(1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化	市庁舎の強化	P40
		(4) 防災訓練の推進	市総合防災訓練の実施による関係機関との連携	P39
		(7) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		P38
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺	(5) 道路施設の整備・老朽化対策等	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	P38
			道路施設の老朽化対策	P29
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	(2) 下水道施設の防災機能の強化	下水道施設の耐水化	P49
3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	(1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化	市庁舎の強化	P40
		(2) 防災訓練の推進	市総合防災訓練の実施による関係機関との連携	P39
	3-2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	(1) 行政情報通信基盤の耐災害性強化	市の行政情報通信基盤の耐災害性強化	P55

目標	リスクシナリオ	施策	施策項目	頁
4 地域経済システムを機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞	(6) 道路施設の整備・老朽化対策等	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	P38
			道路施設の老朽化対策	P29
	4-2 食料等の安定供給の停滞	(2) 食料品の供給体制の強化	市場施設・設備の更新・修繕	P59
		(3) 道路施設の整備・老朽化対策等	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	P38
5 必要最低限のライフライン等の確保と早期復旧を図る	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	(2) 再生可能エネルギーの導入促進		P61
	5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止	(1) 水道施設の防災機能の強化	水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策	P36
		(2) 下水道施設の防災機能の強化	下水道施設の耐水化	P49
	5-3 廃棄物処理施設の長時間にわたる機能停止	(1) 廃棄物処理施設の老朽化対策		P63
	5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	(1) 道路施設の整備・老朽化対策	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	P38
			道路施設の老朽化対策	P29
6 二次災害を発生させない	6-1 ため池等施設の損壊・機能不全による二次災害の発生	(1) 農山村地域における防災対策		P27
				P27
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	(3) 森林資源、農地の適切な保全管理	適切な森林整備	P66
		(4) 農林業の生産基盤の災害対応能力の強化	効率的かつ安定的な林業経営の確立	P67
7 地域社会・経済が迅速かつ強靱に復興できる条件を整備する	7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(2) 防災人材育成		P69
	7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(2) 地域コミュニティ力の強化	地域コミュニティ活動支援	P72
	7-4 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	(1) 河川改修等の治水対策	河川整備	P24
		(3) 内水危険箇所の対策	内水ハザードマップの作成	P25
	7-5 貴重な文化財や景観資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	(1) 文化財の防災対策		P75

2 個別施策分野と横断的分野ごとの整理

本計画の推進及び進捗管理を効果的・効率的に行うため、リスクシナリオごとに定めた対応方策を「個別施策分野」及び「横断的分野」ごとに再整理した結果は次表のとおりです。

詳細については、該当ページを参照してください。

【個別施策分野】

施策分野	施策	施策項目	重点	頁
① 行政機能・情報通信・防災教育	行政機能	災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化	市庁舎の強化	○ P40
			消防本部・消防署等庁舎の強化	P40
		公共施設の老朽化対策		○ P15
		市における災害時業務継続計画の策定		P53
		避難行動の支援	避難情報等発令基準の策定	P26
		避難場所等の指定・整備	避難場所及び避難所の指定・整備	P21
		支援物資の供給等に係る連携体制の構築	非常物資の備蓄体制の強化	P35
	消防	災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化	消防本部・消防署等庁舎の強化	P40
		救急、救助活動等の体制強化		P42
		避難行動の支援	消防団活動の充実強化	P22
			自主防災組織の結成及び活性化支援	P23
		防災教育の推進・学校防災体制の確立	防災教育の推進	P32
		防火対策		P20
		防災人材育成		○ P69
	教育・文化	住宅・民間施設・公共施設の耐震化	公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化	○ P14
		文化財の防災対策		○ P75
		防災教育の推進・学校防災体制の確立	学校防災体制の確立	P33
			学校における継続的な防災訓練や防災教育等の推進	P33
	地域コミュニティ		「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進	P33
		地域コミュニティ力の強化	地域コミュニティ活動支援	○ P72
		森林資源の適切な保全管理	適切な森林整備	P66
			市民への普及啓発	P66
			地域住民等の活動支援	P66
		中山間・過疎地域のコミュニティ維持・活性化	地域住民等の活動支援（森林資源、農地の適切な保全管理）	P73
	情報通信	エネルギー・資機材の確保	災害対策用装備資機材等の更新整備	P41
		住民等への情報伝達の強化	災害情報の円滑な伝達	P31

施策分野	施策	施策項目	重点	頁
① 行政機能・情報通信・防災教育	情報通信	災害情報システムの整備		P31
		行政情報通信基盤の耐災害性強化	市の行政情報通信基盤の耐災害性強化	○ P55
		情報通信利用環境の整備	携帯電話等エリア整備	P31
			通信事業者との連携	P32
	訓練・連携体制	市総合防災訓練の実施による関係機関との連携		○ P39
		防災訓練の推進	市総合防災訓練の実施による関係機関との連携	○ P39
		災害対処能力の向上		P41
		孤立集落の発生を想定した防災訓練の実施・通信手段の確保		○ P39
		技術職員等による応援体制の構築		P71
		他自治体との広域応援・受援体制の整備		P53
		支援物資の供給等に係る連携体制の構築	非常物資の備蓄体制の強化	P35
		災害時連携体制整備		P70
		特定動物の逸走防止		P65
② 住宅・都市	住宅	住宅・民間施設・公共施設の耐震化	住宅・ブロック塀等の耐震化	○ P13
			大規模盛土造成地の事前対策	○ P14
		発災時の応急仮設住宅の確保等		P72
		公共施設の老朽化対策		○ P15
		空き家対策		P20
		防火対策		P20
	都市・基盤整備	住宅・民間施設・公共施設の耐震化	大規模建築物の耐震化	○ P13
		水道施設の防災機能の強化	水道施設の計画的な老朽化対策・耐震化対策	○ P36
		災害時の応急給水及び応急復旧等	応急給水	P37
			水道施設の応急復旧	P37
			水道災害訓練	P37
		下水道施設の防災機能の強化	下水道施設の地震対策	P49
			下水道施設の耐水化	○ P49
			下水道事業業務継続計画(下水道 BCP)の見直し	P50
			下水道施設の老朽化対策	P50
			ストックマネジメント計画の見直し	P50
			合併浄化槽への転換	P50
		災害時等における下水道復旧支援に関する協定		P71
		内水危険箇所の対策	雨水排水施設の整備	P25
			内水ハザードマップの作成	○ P25

[資料編 3 重要業績指標（KPI）の一覧]

施策分野	施策	施策項目	重点	頁
② 都市・住宅・基盤整備	都市・住宅・基盤整備	洪水対策に係る情報共有等		P38
		市街地・道路施設の防災・災害対策	○	P18
		公園の適正な維持管理		P19
③ 保健医療・福祉	保健医療	住宅・民間施設・公共施設の耐震化		P15
		病院の耐震化		P15
		要配慮者（妊産婦・乳幼児）への医療的支援		P43
		要配慮者（難病患者等）への医療的支援		P36
		災害時における医療提供体制の構築		P43
		災害時における医療機能の維持		P43
		災害用医薬品等の確保		P36
		被災地内で対応が困難な重症患者の対応		P43
		医療情報のバックアップ体制の構築		P44
		感染症対策		P48
		医療提供体制，検査体制の整備・充実		P48
		感染制御研修会，各種訓練への参加，関係機関との連携		P48
		市民への適切な情報提供		P49
		保健所の体制強化		P48
	福祉	住宅・民間施設・公共施設の耐震化	○	P15
		避難場所等の指定・整備		P21
		避難行動の支援	○	P22
		地域コミュニティ力の強化	○	P72
		災害時における福祉機能の維持		P46
		要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援		P44
		福祉避難所の指定・福祉関係機関の連携体制の構築		P21
		妊産婦・乳幼児への福祉的支援		P44
		外国人への支援		P45
		性別等によるニーズの違いに配慮した支援		P45
		児童生徒の心のサポート		P46
		動物救護対策		P46
		こころのケア体制の確保		P46
		防災ボランティアの活動支援		P69
④ 産業	産業	事業用地，仮店舗・仮事業所用地の確保		P77
		仮店舗・仮事業所用施設，仮設建物等の確保		P77
		支援物資の供給等に係る連携体制の構築		P35
		避難所等への燃料等供給の確保		P35
		避難所，緊急車両等への石油燃料供給の確保		P35

施策分野	施策	施策項目	重点	頁
④ 産業	産業	食料品の供給体制の強化	生鮮食料品等の安定供給の確保	P59
			市場施設・設備の更新・修繕	○ P59
		物流機能の維持・確保		P57
		被災企業への金融支援		P57
		企業における業務継続体制の強化		P57
		リスク分散を重視した企業誘致等の推進		P58
		人材育成を通じた産業の体質強化		P58
	農林業	災害時連携体制整備		P70
		生産基盤の復旧支援体制		P59
		農林業の生産基盤の災害対応能力の強化	農地利用の最適化支援	P60
		農林業の生産基盤・経営の強化	効率的かつ安定的な林業経営の確立	○ P67
		森林資源、農地の適切な保全管理	適切な森林整備	P66
			市民への普及啓発	P66
			地域住民等の活動支援	P66
		農林業の担い手の確保		P70
		地籍調査の推進		P73
	エネルギー	エネルギー・資機材の確保	緊急車両等への石油燃料供給の確保	P41
		避難所、緊急車両等への石油燃料供給の確保	緊急車両等への石油燃料供給の確保	P41
		再生可能エネルギーの導入促進		○ P61
⑤ 国土保全・交通	国土保全	「流域治水」の取組		P24
		河川改修等の治水対策	河川整備	○ P24
			立木伐採と堆積土砂の撤去	P24
			洪水ハザードマップの作成	P25
		浸水想定区域の対策	洪水ハザードマップの作成	P25
		河川改修等の治水対策	水害に関する情報提供等の強化	P25
		河川施設の老朽化対策		P25
		土砂災害防止法における防災対策	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定	○ P27
			土砂災害ハザードマップの作成	P27
		農山村地域における防災対策		○ P27
		農林業の生産基盤の災害対応能力の強化		P60
	交通	道路施設の整備・老朽化対策等	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	○ P38
		市街地・道路施設の防災・災害対策	市街地の幹線道路や緊急輸送道路等の無電柱化	P16
			幹線街路整備	P17
			道路施設の防災対策	○ P17
			土砂災害が発生するおそれのある斜面等の周知	P19

[資料編 3 重要業績指標（KPI）の一覧]

施策分野	施策	施策項目	重点	頁
⑤ 国土保全・交通	交通	災害に備えた道路交通環境の整備	市道の維持管理	P33
			都市計画道路における歩道整備	P34
		市街地・道路施設の防災・災害対策	農林道の計画的な点検診断の実施	P19
		道路施設の整備・老朽化対策等	道路施設の老朽化対策	○ P29
		道路の除排雪		○ P30
		立ち往生車両の未然防止		P30
		鉄道・路線バスの耐災害性確保・体制整備	公共交通，地域内交通の維持確保・体制整備	P64
		地域コミュニティ力の強化	地域内交通の維持確保	P73
	環境	災害廃棄物処理対策	災害廃棄物処理体制の整備	P68
			アスベストのばく露防止対策	P68
		廃棄物処理施設の老朽化対策		○ P63

【横断的分野】

施策分野	施策	施策項目	重点	頁
⑥ リスクコミュニケーション	支援物資の供給等に係る連携体制の構築	非常物資の備蓄体制の強化		P35
		要配慮者（難病患者等）への医療的支援		P36
		災害用医薬品等の確保		P36
	防災教育の推進・学校防災体制の確立	学校防災体制の確立		P33
		学校における継続的な防災訓練や防災教育等の推進		P33
		「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進		P33
	住民等への情報伝達の強化	災害情報の円滑な伝達		P31
	市総合防災訓練の実施による関係機関との連携		○	P39
	防災訓練の推進	市総合防災訓練の実施による関係機関との連携	○	P39
	災害対処能力の向上			P41
	技術職員等による応援体制の構築			P71
	他自治体との広域応援・受援体制の整備			P53
	災害時の応急給水及び応急復旧等	応急給水		P37
	内水危険箇所の対策	内水ハザードマップの作成	○	P25
	渇水対策に係る情報共有等			P38
	災害時における医療提供体制の構築	要配慮者（難病患者等）への医療的支援		P36
		災害用医薬品等の確保		P36
		要配慮者（妊産婦・乳幼児）への医療的支援		P43
		被災地内で対応が困難な重症患者の対応		P43
		災害時における医療機能の維持		P43

施策分野	施策	施策項目	重点	頁
⑥ リスクコミュニケーション	感染症対策	保健所の体制強化		P48
		感染制御研修会，各種訓練への参加，関係機関との連携		P48
		医療提供体制，検査体制の整備・充実		P48
		市民への適切な情報提供		P49
	避難場所等の指定・整備	福祉避難所の指定・福祉関係機関の連携体制の構築		P21
		避難場所及び避難所の指定・整備		P21
	要配慮者等への支援	福祉避難所の指定・福祉関係機関の連携体制の構築		P21
		災害時における福祉機能の維持		P46
		災害用医薬品等の確保		P36
		要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援		P44
		妊娠婦・乳幼児への福祉的支援		P44
		性別等によるニーズの違いに配慮した支援		P45
		外国人への支援		P45
	避難行動の支援	避難行動要支援者名簿の作成・活用	○	P22
	河川改修等の治水対策	洪水ハザードマップの作成		P25
		水害に関する情報提供等の強化		P25
	浸水想定区域の対策	洪水ハザードマップの作成		P25
	土砂災害防止法における防災対策	土砂災害ハザードマップの作成		P27
	農山村地域における防災対策		○	P27
	災害廃棄物処理対策	災害廃棄物処理体制の整備		P68
		アスベストのばく露防止対策		P68
⑦ 老朽化対策	公共施設の老朽化対策		○	P15
	水道施設の防災機能の強化	水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策	○	P36
	下水道施設の防災機能の強化	下水道施設の老朽化対策		P50
		ストックマネジメント計画の見直し		P50
		合併浄化槽への転換		P50
	食料品の供給体制の強化	市場施設・設備の更新・修繕	○	P59
	河川施設の老朽化対策			P25
	道路施設の整備・老朽化対策等	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	○	P38
		道路施設の老朽化対策	○	P29
	道路施設の老朽化対策	市道の維持管理	○	P29
	市街地・道路施設の防災・災害対策	道路施設の防災対策	○	P17
		土砂災害が発生するおそれのある斜面等の周知		P19
	廃棄物処理施設の老朽化対策		○	P63

3 重要業績指標（KPI）の一覧

計画期間において、1年ごとに成果を見るなど施策の進捗状況を把握し、効果的に施策を推進するため、客観的にわかりやすい指標として重要業績指標（KPI）を設定し、進捗管理を行います。個別施策分野ごとに整理した KPI の一覧は次表のとおりです。

① 行政機能・情報通信・防災教育

指標名	単位	実績値		目標値	
自家発電機室の防水フェンス設置エリア	箇所	R2	0	R7	1
盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画対象 265 施設の老朽化対策実施率（改修・修繕・建替え・複合化・解体・譲渡）	%	R2	25.7	R7	60.4
自主防災組織の結成率	%	R2	90.8	R7	100.0
「自主防災推進員」の地域への派遣回数	回	R2	35	R7	100
「盛岡市地域防災リーダー」の認定者数（累計）	人	R2	235	R7	635
社会教育施設の耐震化率	%	R2	95.0	R7	100.0
適切な防災対策が講じられている文化財の割合	%	R2	95.3	R7	97.0
地域づくり事業の件数	事業	R2	46	R7	64
担い手養成講座・コミュニティリーダー研修会への参加人数	人	R2	55	R7	250
基幹業務システムのクラウド化又は標準化	%	R2	0.0	R7	100.0
市総合防災訓練の実施回数（累計）	回	R2	－	R7	4
孤立可能性集落からの救助を想定した訓練の実施回数（累計）	回	R2	－	R7	4
防災講座の開催回数（累計）	回	R2	40	R7	240

② 住宅・都市

指標名	単位	実績値		目標値	
住宅の耐震化率（推計値）	%	R2	91.0	R7	95.0
大規模建築物の耐震化率	%	R2	90.9	R7	95.3
早期に安全性を確認すべき大規模盛土造成地における地盤調査完了率	%	R2	0.0	R7	100.0
市営住宅の長寿命化のための改善及び建替の棟数（累計）	棟	R2	106	R7	174
内水ハザードマップの作成率	%	R2	11.7	R7	37.4
基幹管路の耐震適合率	%	R2	70.2	R7	84.1
配水場耐震化率	%	R2	69.6	R7	77.3
広域避難地の機能を有する公園の整備	箇所	R2	0	R7	1

③ 保健医療・福祉

指標名	単位	実績値		目標値	
社会福祉施設等の耐震化率	%	R2	96.0	R7	100.0
避難行動要支援者のうち情報提供同意者の割合	%	R2	34.3	R7	54.0
男女共同参画視点の防災講座修了者数（累計）	人	R2	77	R7	110

④ 産業

指標名	単位	実績値		目標値	
市場施設の長寿命化計画事業予定修繕実施率	%	R2	0.0	R7	64.0
間伐面積	ha	R2	165.2	R7	270.0
家庭での太陽光発電システムの導入件数	戸	R2	6,404	R7	10,000
市の公共施設に導入する再生可能エネルギー発電出力	kW ₂	R2	3,913	R7	10,684

⑤ 国土保全・交通

指標名	単位	実績値		目標値	
準用河川の整備率	%	R2	75.4	R7	76.2
警戒区域等の指定進捗率	%	R2	93.1	R7	100.0
市道改良率	%	R2	75.0	R7	75.7
幹線道路改良率	%	R2	67.3	R7	71.2
橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を完了した橋梁数	橋	R2	27	R7	88
土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業による都市機能強化	ha	R2	1,010.86	R7	1,037.14
ため池が決壊した場合の浸水想定区域等に係るハザードマップ作成箇所数	箇所	R2	0	R7	24
焼却施設に係る個別施設計画に基づく修繕率	%	R2	32.1	R7	65.3
粗大ごみ処理施設その他清掃関連施設に係る個別施設計画に基づく修繕率	%	R2	0	R7	79.2

⑥ リスクコミュニケーション

指標名	単位	実績値		目標値	
市総合防災訓練の実施回数（累計）	回	R2	—	R7	4
内水ハザードマップの作成率	%	R2	11.7	R7	37.4
避難行動要支援者のうち情報提供同意者の割合	%	R2	34.3	R7	54.0
ため池が決壊した場合の浸水想定区域等に係るハザードマップ作成箇所数	箇所	R2	0	R7	24

⑦ 老朽化対策

指標名	単位	実績値		目標値	
盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画対象 265 施設の老朽化対策実施率（改修・修繕・建替え・複合化・解体・譲渡）	%	R2	25.7	R7	60.4
市営住宅の長寿命化のための改善及び建替の棟数（累計）	棟	R2	106	R7	174
基幹管路の耐震適合率	%	R2	70.2	R7	84.1
市場施設の長寿命化計画事業予定修繕実施率	%	R2	0.0	R7	64.0
幹線道路改良率	%	R2	67.3	R7	71.2
橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を完了した橋梁数	橋	R2	27	R7	88
市道改良率	%	R2	75.0	R7	75.7

4 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

本計画においては、公共施設等の耐震化や老朽化対策、水道施設の防災機能の確保及び森林資源・農地の適切な保全管理等の各対応方策を推進することによって、SDGsのゴール9「インフラ、産業化、イノベーション」や11「持続可能な都市」、13「気候変動」等のSDGsの達成を図り、将来にわたる社会の持続可能な発展を目指します。

なお、本計画の各対応方策の推進により事前に備えるリスクシナリオとSDGsとの関係は次表のとおりです。

■盛岡市国土強靱化地域計画とSDGsの関連表

SDGsのゴール 目標・リスクシナリオ	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー
目標1 直接死を最大限防ぐ							
1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）	○			○		○	
1-2 異常気象等による突発的かつ広域的な市街地等の浸水による死傷者の発生	○	○		○			
1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	○			○			
1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生							
1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生	○			○			
目標2 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する							
2-1 被災地区での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○	○				○	○
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○						○
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足							○
2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺	○		○		○		
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生						○	
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○		○		○		○

8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
成長・雇用	イノベーション	平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
	○		○		○				○
	○		○		○				○
	○		○		○				○
	○		○		○				○
	○	○	○		○			○	○
	○		○		○				○
	○		○		○				○
	○	○	○		○				○
	○		○		○	○			
			○		○				○

SDGs のゴール 目標・リスクシナリオ	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー
目標3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する							
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		○					○
3-2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止							
3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態							
目標4 地域経済システムを機能不全に陥らせない							
4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞							
4-2 食料等の安定供給の停滞		○					
目標5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る							
5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止							○
5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止						○	
5-3 廃棄物処理施設の長時間にわたる機能停止							
5-4 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止							

8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナシップで 目標を達成しよう
成長・ 雇用	イノベ- ーション	平等	都市	生産・ 消費	気候 変動	海洋 資源	陸上 資源	平和	実施 手段
	○		○		○				○
	○	○	○		○			○	
		○	○		○				○
	○		○		○				○
	○		○		○		○		○
	○		○		○				○
	○		○		○	○			
	○		○		○				○
	○		○		○				○

SDGs のゴール 目標・リスクシナリオ	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー
目標6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない							
6-1 ため池等施設の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生		○					
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		○					
目標7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する							
7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		○		○			
7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				○			
7-4 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態		○					
7-5 貴重な文化財や景観資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失				○			
7-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態							

8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを保とう	15 陸の豊かさも保とう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
成長・雇用	イノベーション	平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
			○		○		○		
	○		○		○		○		○
	○		○		○				○
○					○				○
	○		○		○		○		○
	○		○		○				○
	○		○		○				○
	○		○						○

盛岡市国土強靱化地域計画

発行 令和4年3月

編集 盛岡市市長公室企画調整課

住所 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号

電話 019-613-8394（直通） FAX 019-622-6211

メール kikaku@city.morioka.iwate.jp

盛岡市公式ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp>
